

第3期志賀町子ども・子育て支援事業計画 【案】

**令和7年5月
志賀町**

目次

第1章 計画の背景と策定趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 子どもと子育てに関する動向	4
1 統計による志賀町の状況	4
2 アンケート調査結果	8
3 前回計画の評価	23
4 志賀町の子育てにおける現状と課題	27
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 計画の基本理念	30
2 計画の基本的な視点	31
3 計画の基本目標	32
4 施策体系	33
第4章 子ども・子育て支援の事業展開	34
1 教育・保育事業等の提供区域	34
2 量の見込みの算出方法	35
3 児童人口の推計	36
4 保育の必要性の認定について	37
5 教育・保育の提供体制	38
6 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	40
7 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	46
第5章 子ども・子育て支援の施策展開	47
基本目標Ⅰ 子ども・子育てを支えるまちづくり	47
基本施策（１） 保育サービスや子育て支援の充実	47
基本施策（２） 仕事と家庭生活が両立できる就労環境の充実	48
基本施策（３） 子どもを育む地域づくり	49
基本目標Ⅱ 子どもの心身の健全な成長を支えるまちづくり	51
基本施策（１） 妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実	51
基本施策（２） 子どもの心身の健やかな育ちへの支援の充実	53
基本施策（３） 子どもの教育環境等の整備	54
基本施策（４） 次代を担う子どもや若者の育成	57
基本目標Ⅲ すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくり	60
基本施策（１） 子育てにやさしい生活環境の整備	60
基本施策（２） 子どもの安全の確保	61
基本施策（３） 配慮を必要とする子どもと家庭への支援の充実	62
基本施策（４） 被災世帯の子ども、家庭への支援	64
第6章 計画の推進・点検体制	66
資料編	68

第Ⅰ章 計画の背景と策定趣旨

Ⅰ 計画策定の背景

近年、全国的に女性の活躍支援や仕事と家庭の両立支援等が推進されている一方、核家族化や地域とのつながりの希薄化により、孤立する子育て家庭が増加していること、また、それに伴い、子育てに関する助言や支援を気軽に得られなくなっていること等が課題となっています。このように、ライフスタイルや価値観の変化等から、子育てをめぐる課題は一層多様化しており、社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

国においては、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」の施行により、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等地域の子ども・子育て支援を総合的に推進しています。待機児童に関する施策も推進されており、令和2年12月に閣議決定された「新子育て安心プラン」では、保育の受け皿整備の拡大や魅力向上を通じた保育士の確保等に取り組むこととしています。一方で、少子化の進行や人口減少は歯止めがかかっておらず、令和4年度には児童虐待相談や不登校の件数が過去最多となるなど、子どもを取り巻く状況が深刻なものとなっています。

このような状況を踏まえ、令和5年度には、「こども家庭庁」の発足や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定等、常に子ども目線で国や社会がどうすればよいかを考え支えることで、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。令和6年度には、「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、子どもが安心して育つことができる環境の整備や子育て家庭への支援の拡充、体制強化が進められています。

志賀町（以下「本町」という。）においては、平成27年3月に「志賀町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、2期にわたって、その計画的な推進に取り組んできました。

令和6年度に「第2期志賀町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となることに伴い、近年の社会情勢や本町の子どもや子育て環境を取り巻く現状、計画の進捗状況等を踏まえた見直しを行い、本町の子ども・子育て支援に関する施策を総合的・計画的に推進するための指針として、「第3期志賀町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

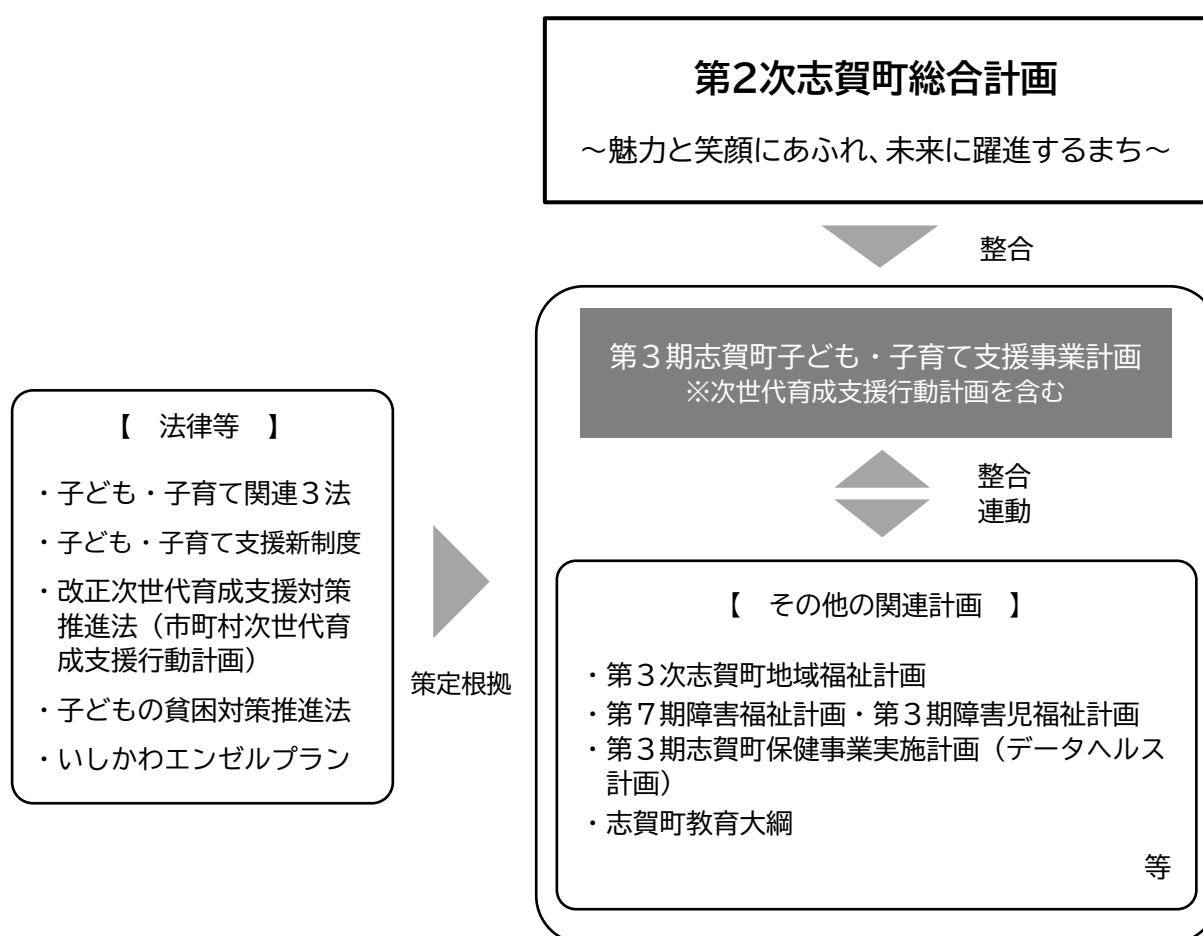
2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、第2次志賀町総合計画の分野別計画に位置づけられます。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものです。また、第2期同様に、改正次世代育成支援対策推進法に基づく市町村次世代育成支援行動計画の内容も踏まえ、「第3期志賀町子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

本計画の策定にあたっては、関連の法律、いしかわエンゼルプラン、本町の関連計画との整合並びに連動を図り策定しています。

◇ 計画の法的根拠と位置づけのイメージ



3 計画の期間

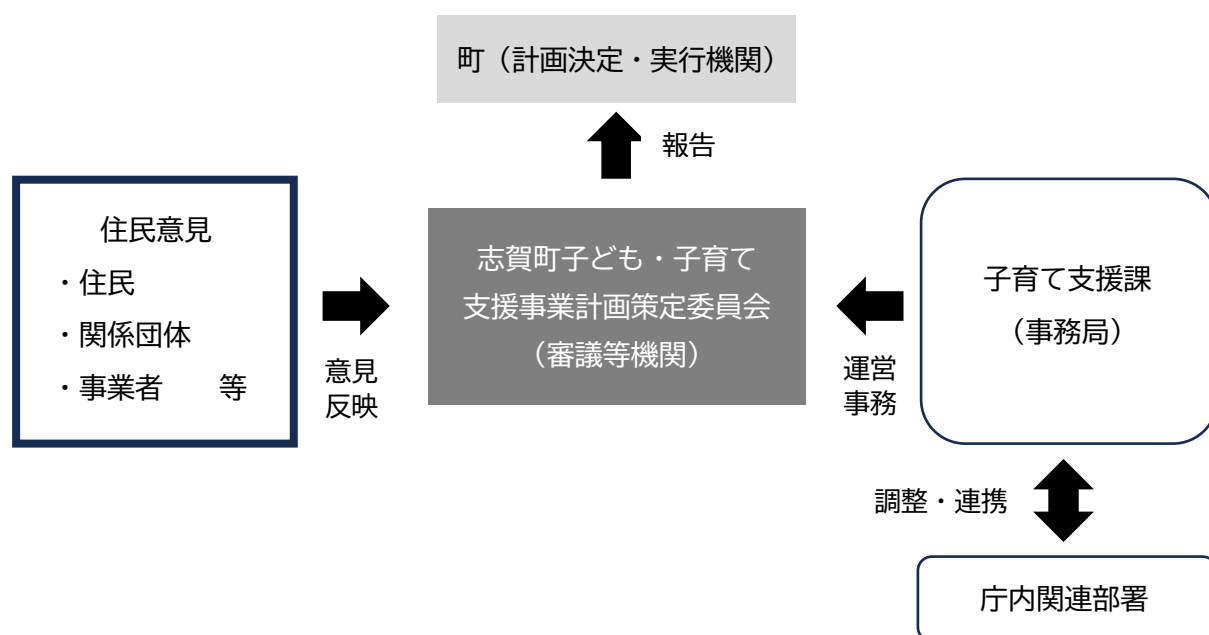
本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。毎年度、計画達成状況の確認と見直しを行います。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期志賀町子ども・子育て支援事業計画					第3期志賀町子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

本計画の策定する体制については、審議等機関として「志賀町子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置し、子育て支援課を事務局として、子育て当事者や関係団体活動者等の意見を反映しながら、計画の策定にあたりました。

計画の策定に先立ち、子育てに関する実態や子育て支援に係る意見・要望を把握するため、就学前児童及び小学生児童の保護者を対象にアンケート調査を実施し、計画に反映しました。また、計画書案ができた段階においてパブリックコメントを行い、住民からの意見を必要に応じて反映しました。



第2章 子どもと子育てに関する動向

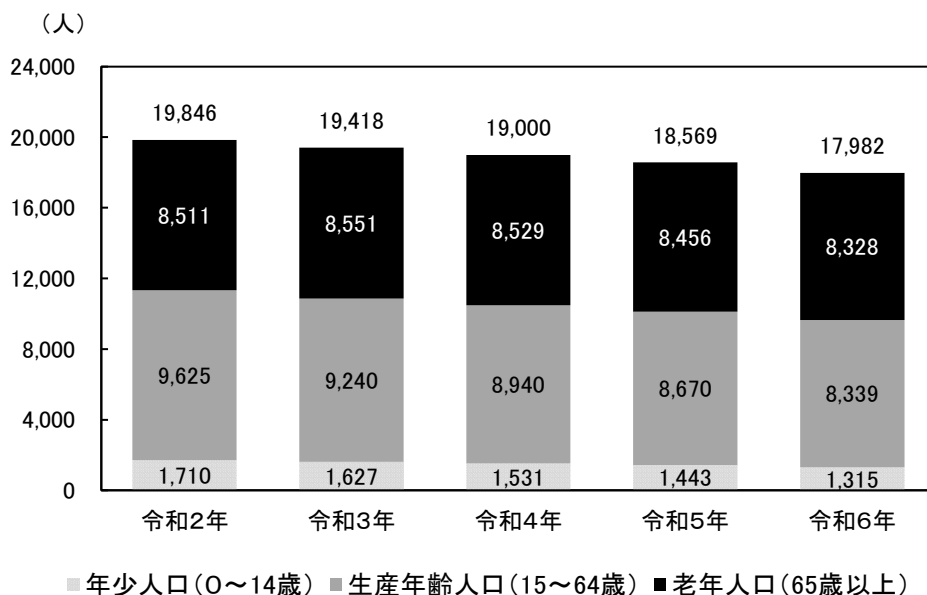
Ⅰ 統計による志賀町の状況

(Ⅰ) 人口・世帯の状況

本町の総人口は、令和2年以降減少しており、令和6年で17,982人となっています。

年齢3区分別人口をみると、全世代で減少傾向にあります。特に、年少人口、生産年齢人口は急速に減少しています。令和6年の年少人口は1,315人(7.3%)、生産年齢人口は8,339人(46.4%)となっています。

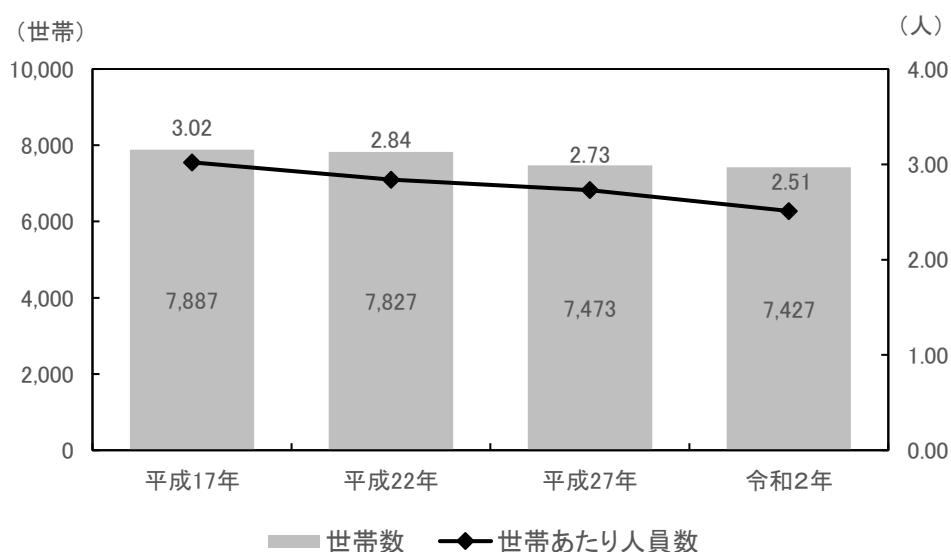
◇ 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

本町の世帯数は、平成17年をピークにやや減少傾向となっており、令和2年で7,427世帯となっています。世帯あたり人員数は、核家族化や晩婚化等の影響により減少しており、令和2年で2.51人となっています。

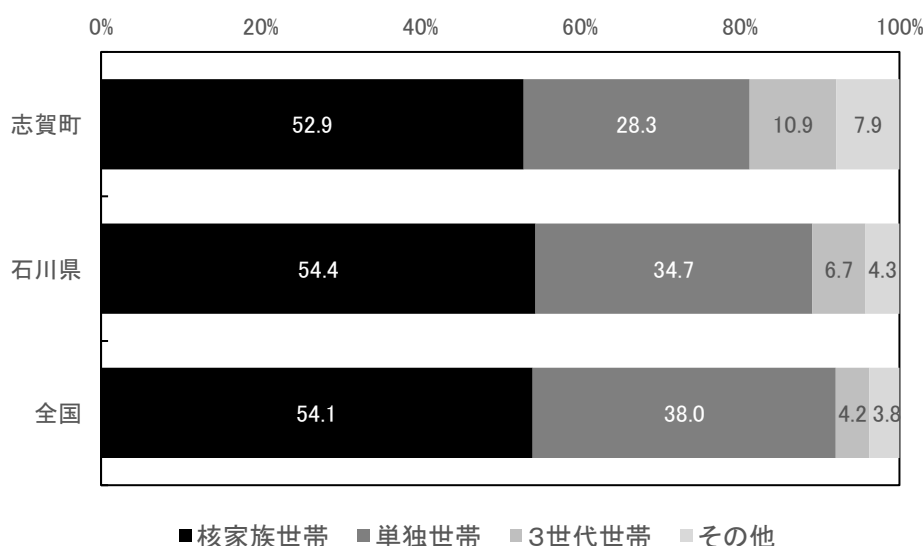
◇ 世帯数と世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

令和2年の世帯類型について、国・県と比較してみると、国・県に比べて「3世代世帯」の割合が高く、「単独世帯」の割合が低くなっています。

◇ 世帯類型（令和2年）



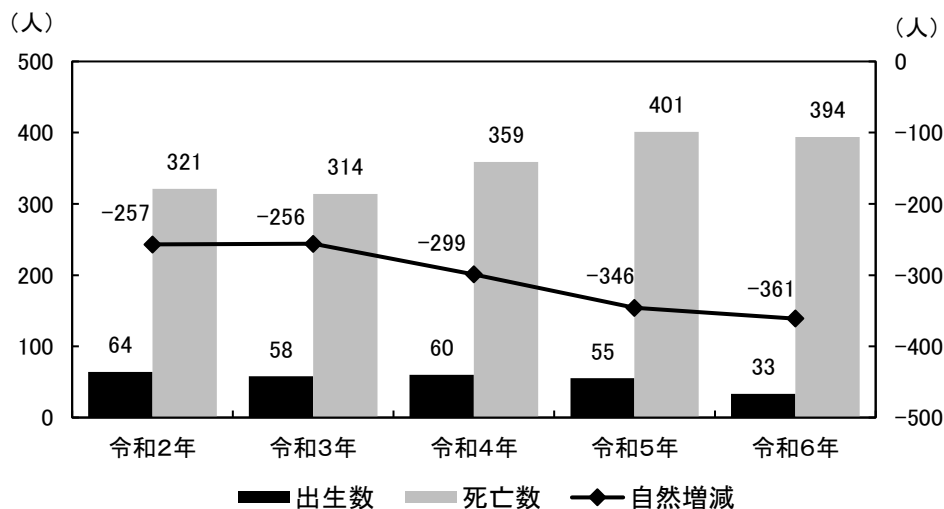
資料：国勢調査(令和2年10月1日現在)

（２） 出生及び死亡数の推移

本町の出生数は、増減を繰り返しながら徐々に減少しており、令和6年には33人となっています。死亡数は、増減を繰り返しており、令和6年には394人となっています。

また、自然増減については、死亡数が出生数を上回る「自然減」が続いており、令和6年には361人の自然減となっています。

◇ 出生数及び死亡数の推移

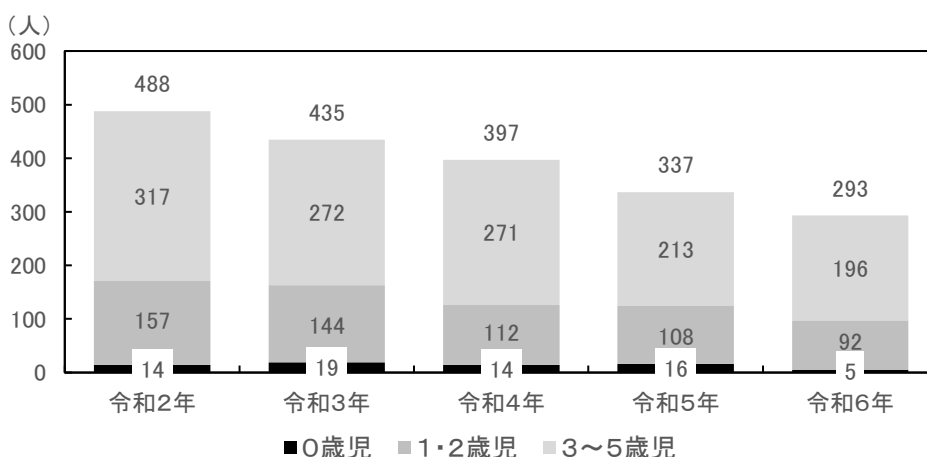


資料：人口動態統計（各年12月31日現在）

（３） 就学前児童の保育園等利用状況

就学前児童の保育園等の在園児数は、減少傾向にあり、令和6年で293人となっています。令和6年の0歳児の利用は5人（1.7%）となっています。

◇ 保育園等の在園児数



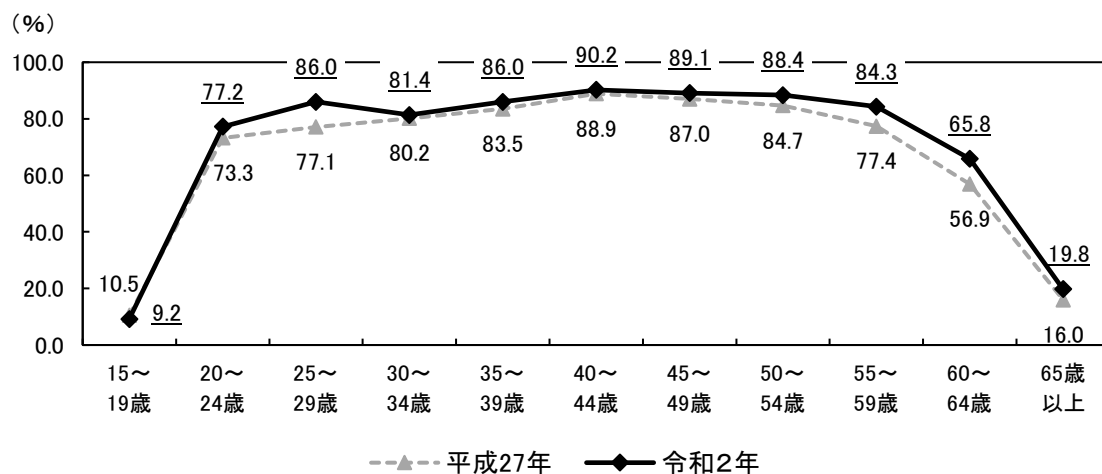
資料：教育・保育施設入所児童数（各年4月1日現在）

※ 町外からの受託児童数も含む。

(4) 女性の就労の状況

女性の就労状況は、平成27年との比較では、20歳以降の就業率において令和2年が上回っており、25歳から59歳で80%を超えています。また、平成27年から、25歳から29歳の就業率が8.9ポイント上昇しています。

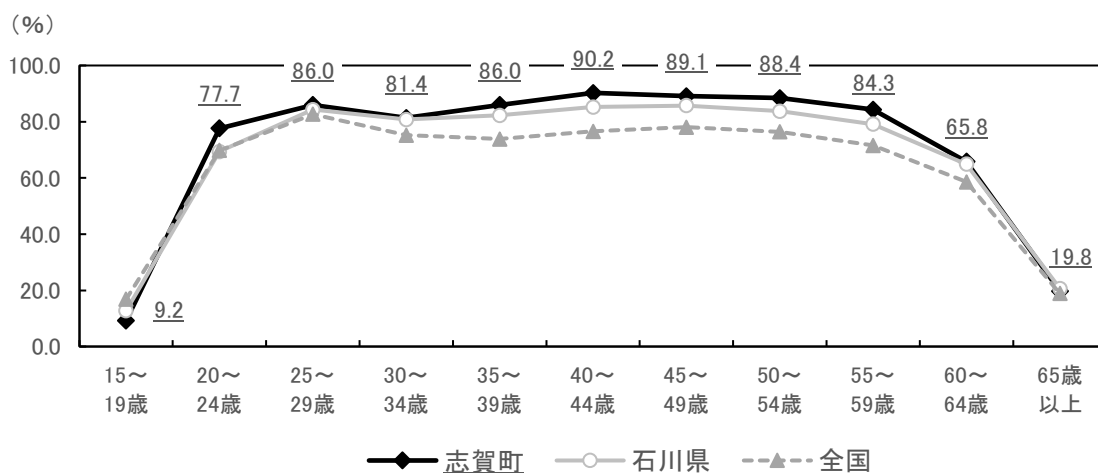
◇ 女性の就業率（本町経年比較）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

令和2年の女性の就業率は、国・県と比較してみると、国・県と比べて20歳から64歳の割合が高くなっています。30歳から34歳でやや落ち込みますが、一般的に出産・子育てにより一時的に就業率が低くなる30歳代での落ち込みは国・県よりも少なくなっています。

◇ 女性の就業率（令和2年、国・県との比較）



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

2 アンケート調査結果

(1) 調査の実施概要

◇ 調査目的

本調査は、「子育て支援の利用状況や今後の利用希望」「子育て支援に対する考え」等、教育・保育・子育て支援に対する保護者の方々のニーズを把握し、次期計画の子育て支援に関する施策や、必要とする事業の見込み量等の参考とするために実施しました。

◇ 調査概要

項目	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
調査対象者	町内在住の就学前児童の保護者 (全数調査)	町内在住の小学生児童の保護者 (全数調査)
調査期間	令和6年9月2日(月)から 9月17日(火)	令和6年9月2日(月)から 9月17日(火)
調査方法	郵送配布・郵送回収及び WEBによる本人回答方式	郵送配布・郵送回収及び WEBによる本人回答方式
配布数	266 件	441 件
有効回収数	203 件 (郵送: 172 件、WEB: 31 件)	330 件 (郵送: 258 件、WEB: 72 件)
有効回収率	76.3%	74.8%

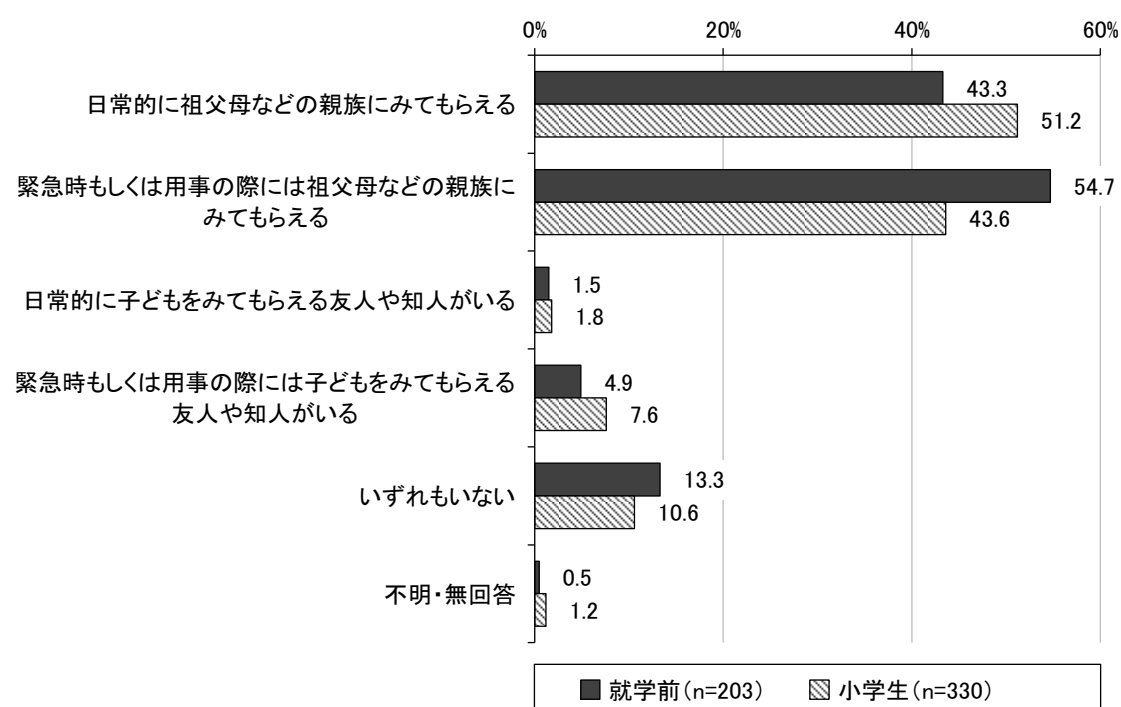
- ・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計値が100.0%を超える場合があります。
- ・図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- ・本文中の設問の選択肢は簡略化しています。

(2) 調査の回答結果（一部抜粋）

① 日頃、子どもをみてもらえる親族や知人（複数回答）

就学前では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が54.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が43.3%、「いずれもない」が13.3%となっています。

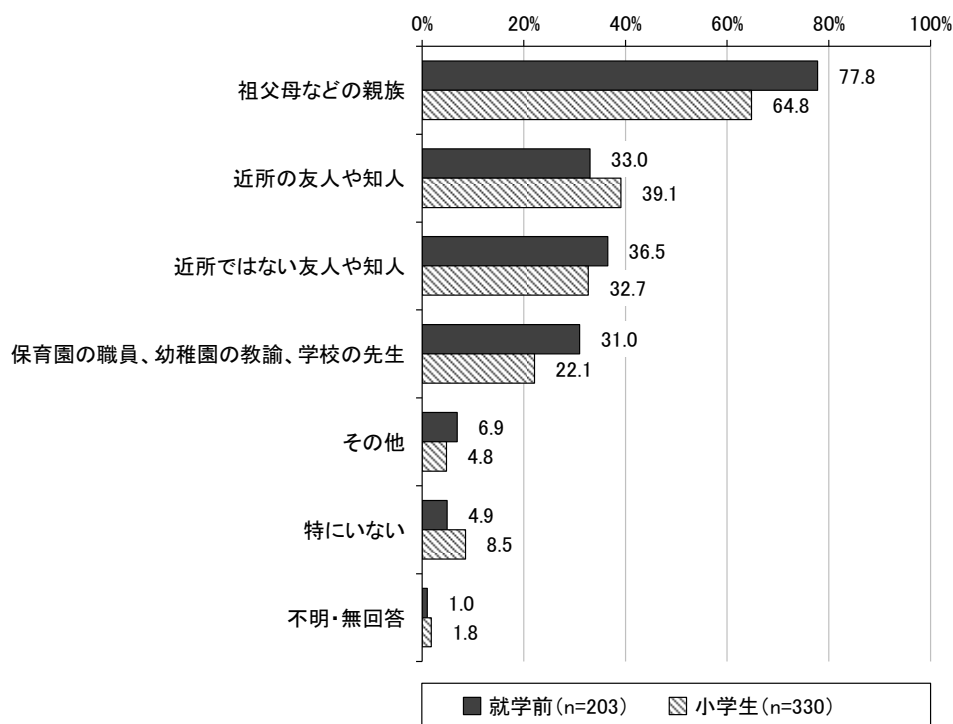
小学生では、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が51.2%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が43.6%、「いずれもない」が10.6%となっています。



② 子育てに関する相談先（複数回答）

就学前では、「祖父母などの親族」が77.8%と最も高く、次いで「近所ではない友人や知人」が36.5%、「近所の友人や知人」が33.0%となっています。

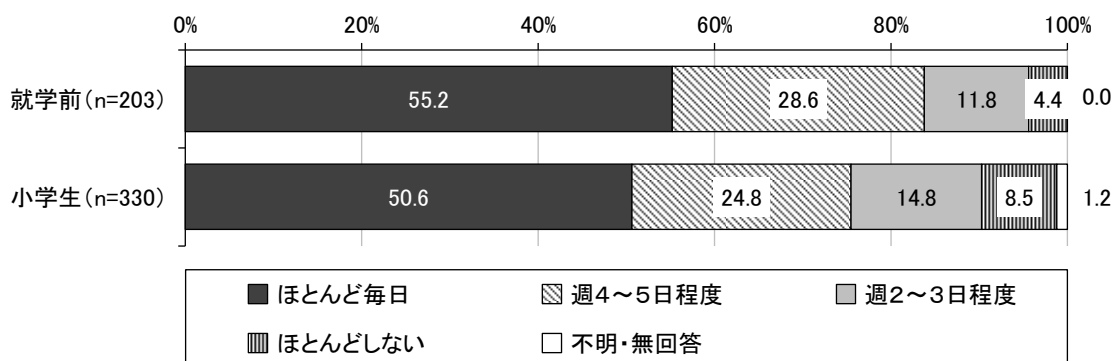
小学生では、「祖父母などの親族」が64.8%と最も高く、次いで「近所の友人や知人」が39.1%、「近所ではない友人や知人」が32.7%となっています。



③ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている頻度（単数回答）

就学前では、「ほとんど毎日」が55.2%と最も高く、次いで「週4～5日程度」が28.6%、「週2～3日程度」が11.8%となっています。

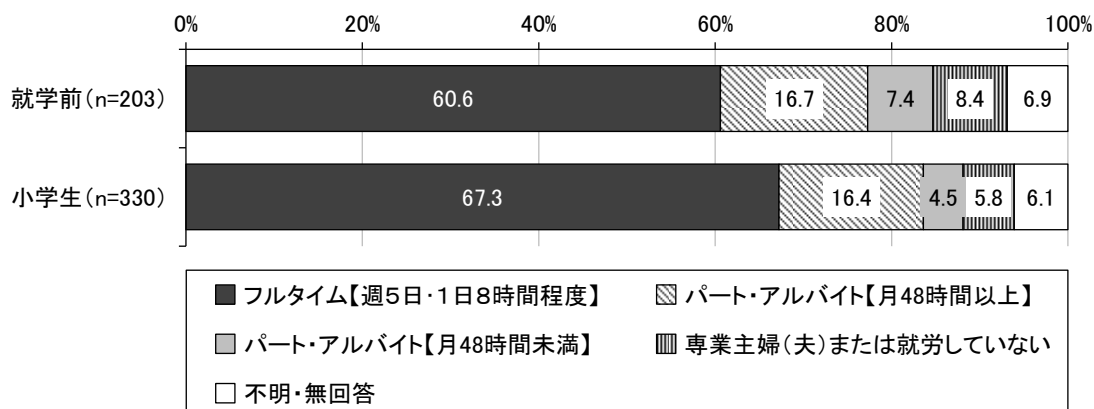
小学生では、「ほとんど毎日」が50.6%と最も高く、次いで「週4～5日程度」が24.8%、「週2～3日程度」が14.8%となっています。



④ 母親の就労状況（単数回答）

就学前では、「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が60.6%と最も高く、次いで「パート・アルバイト【月48時間以上】」が16.7%、「専業主婦（夫）または就労していない」が8.4%となっています。

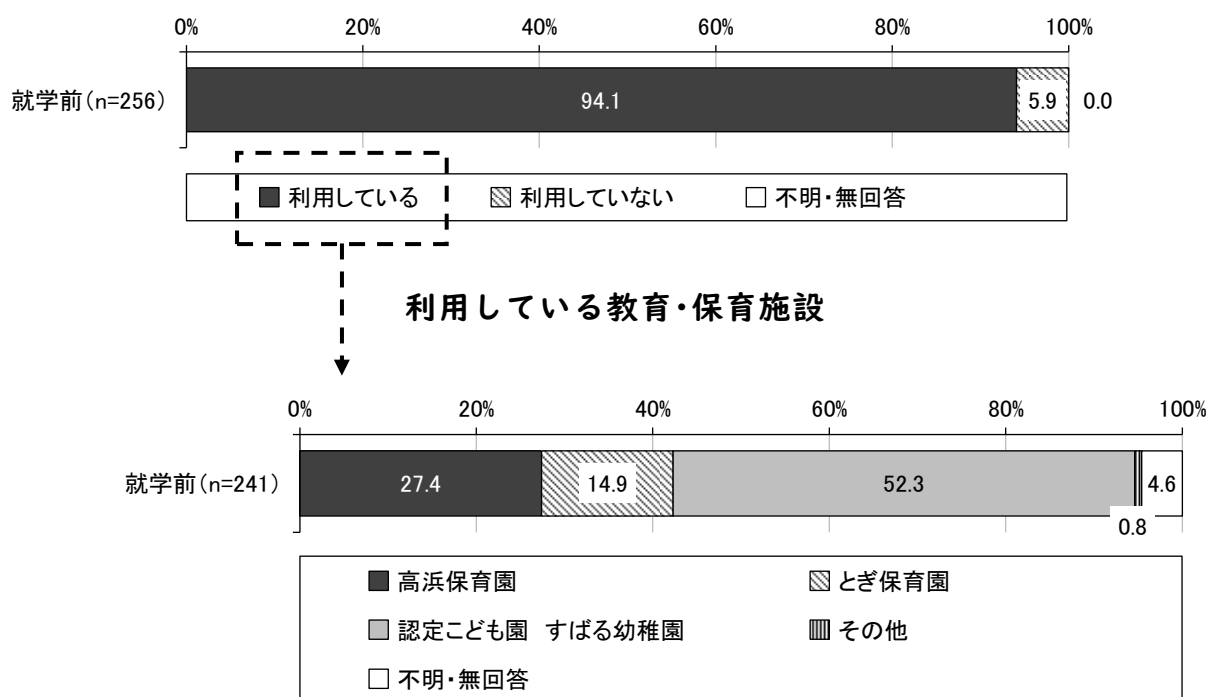
小学生では、「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が67.3%と最も高く、次いで「パート・アルバイト【月48時間以上】」が16.4%、「専業主婦（夫）または就労していない」が5.8%となっています。



⑤ 教育・保育施設の「定期的な」利用について（就学前のみ、単数回答）

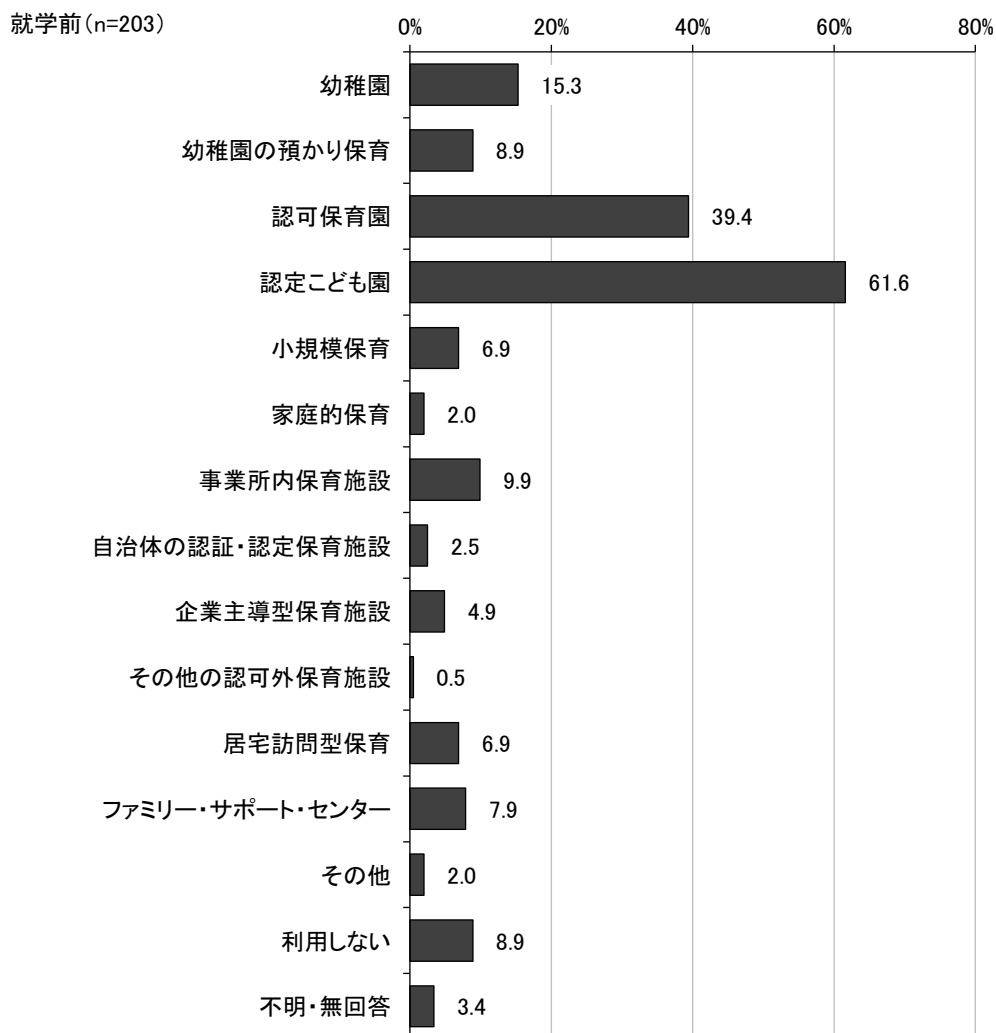
「利用している」が94.1%、「利用していない」が5.9%となっています。

また、「利用している」のうち、利用している教育・保育施設は、「認定こども園 すばる幼稚園」が52.3%と最も高く、次いで「高浜保育園」が27.4%、「とぎ保育園」が14.9%となっています。



⑥ 「定期的に」利用したい教育・保育施設（就学前のみ、複数回答）

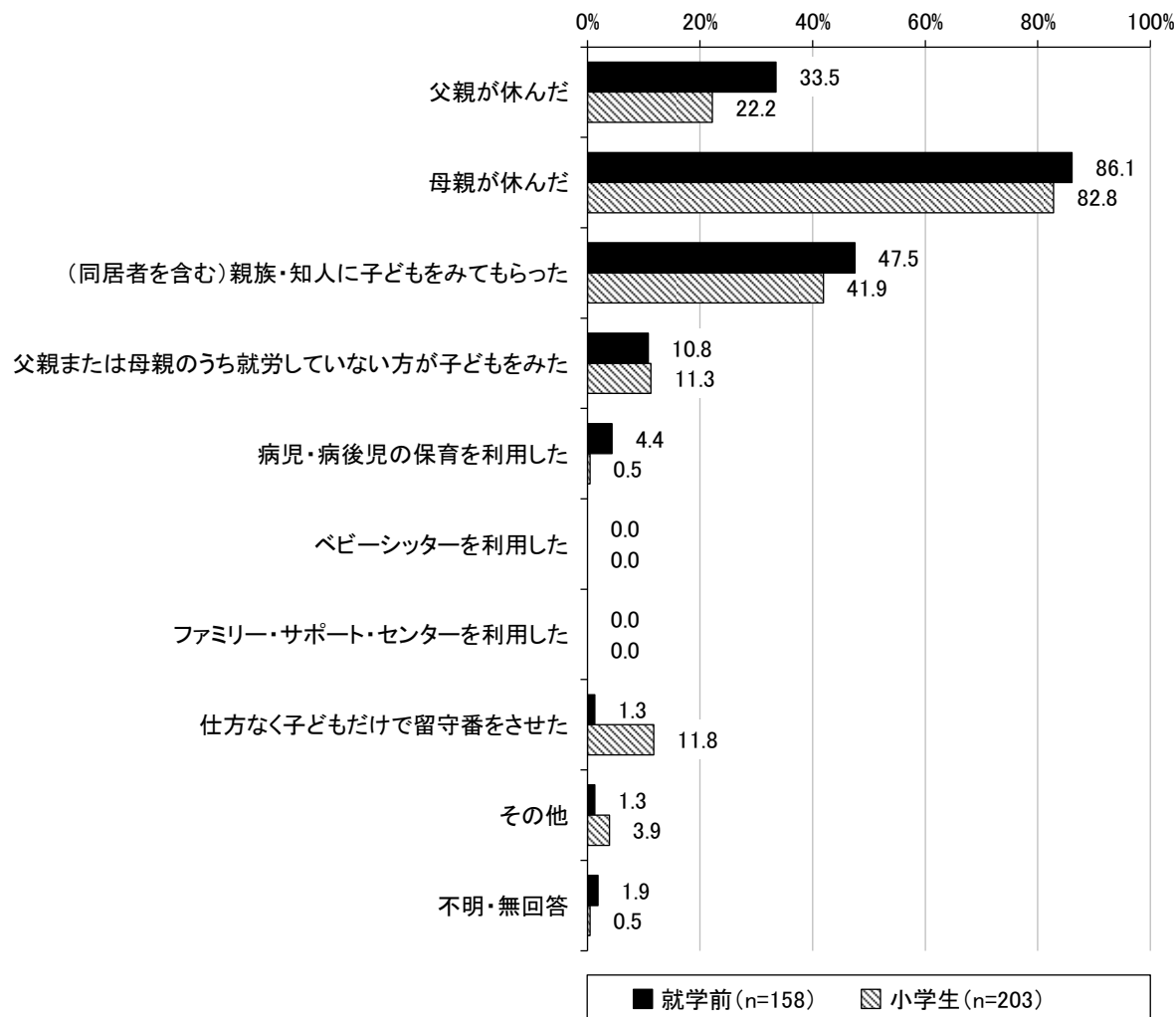
「認定こども園」が61.6%と最も高く、次いで「認可保育園」が39.4%、「幼稚園」が15.3%となっています。



⑦ 子どもが病気の際の対応（複数回答）

就学前では、「母親が休んだ」が86.1%と最も高く、次いで「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」が47.5%、「父親が休んだ」が33.5%となっています。

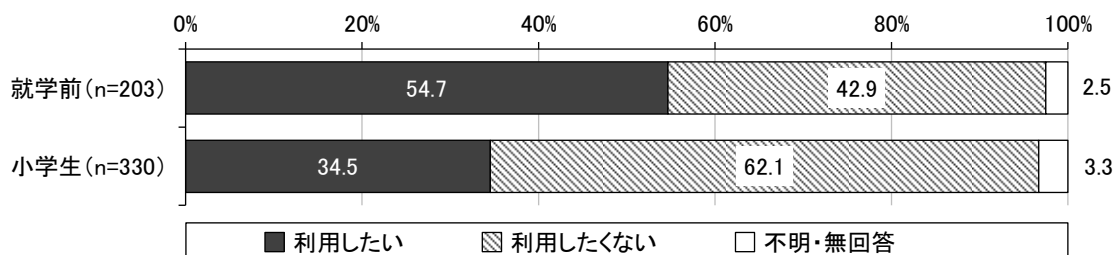
小学生では、「母親が休んだ」が82.8%と最も高く、次いで「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」が41.9%、「父親が休んだ」が22.2%となっています。



⑧ 「病児・病後児のための保育施設」の利用希望（単数回答）

就学前では、「利用したい」が54.7%、「利用したくない」が42.9%となっています。

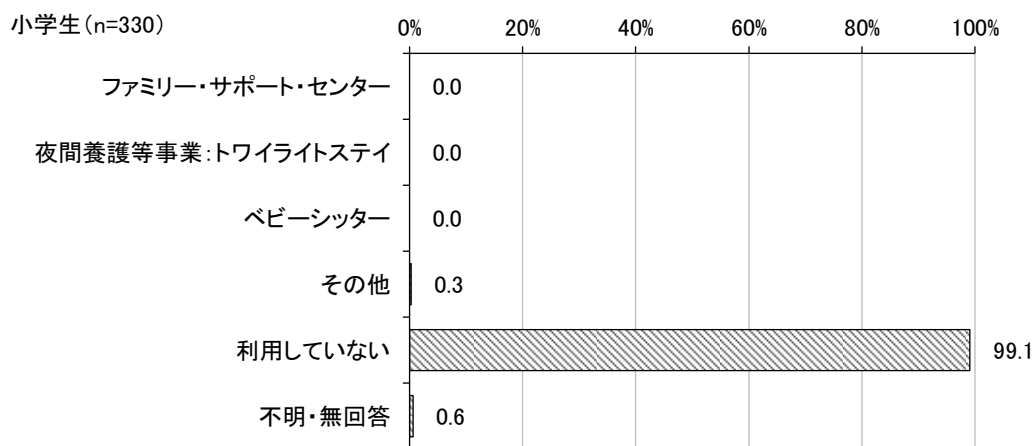
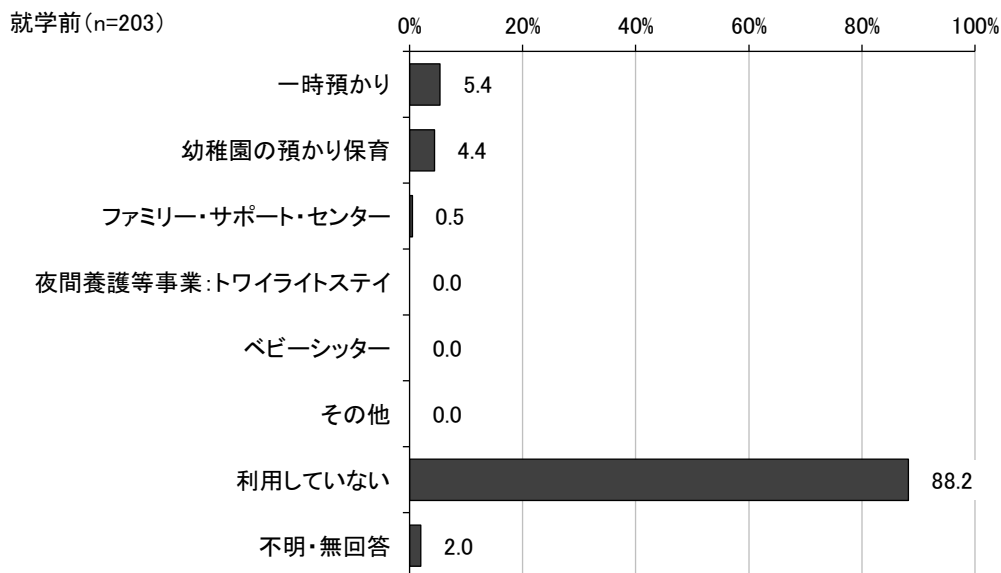
小学生では、「利用したい」が34.5%、「利用したくない」が62.1%となっています。



⑨ 保護者の私用や通院、不定期の就労の際に子どもが不定期的に利用している事業
(複数回答)

就学前では、「利用していない」が88.2%と最も高く、次いで「一時預かり」が5.4%、「幼稚園の預かり保育」が4.4%となっています。

小学生では、「利用していない」が99.1%と最も高く、次いで「不明・無回答」が0.6%、「その他」が0.3%となっています。

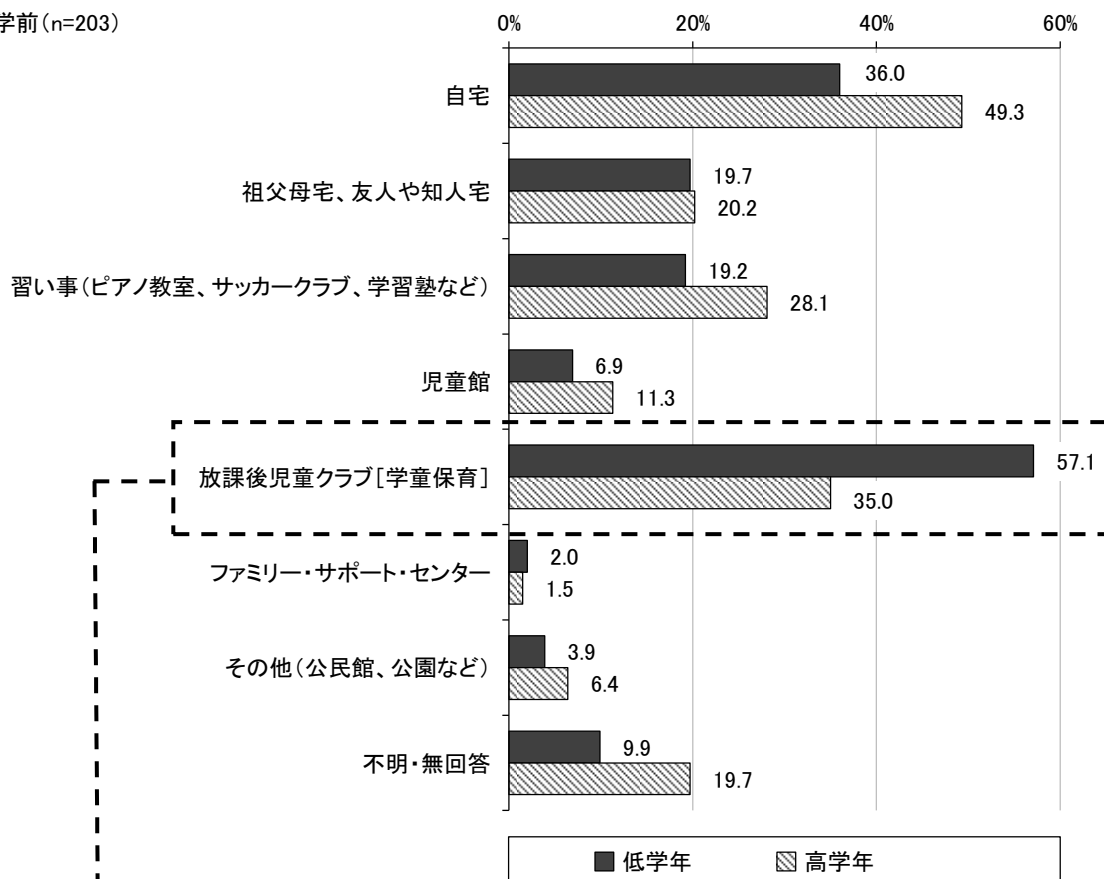


⑩ 放課後に過ごさせたい場所（就学前のみ、複数回答）

低学年（１～３年生）では、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が57.1%と最も高く、次いで「自宅」が36.0%、「祖父母宅、友人や知人宅」が19.7%となっています。

高学年（４～６年生）では、「自宅」が49.3%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が35.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が28.1%となっています。

就学前(n=203)



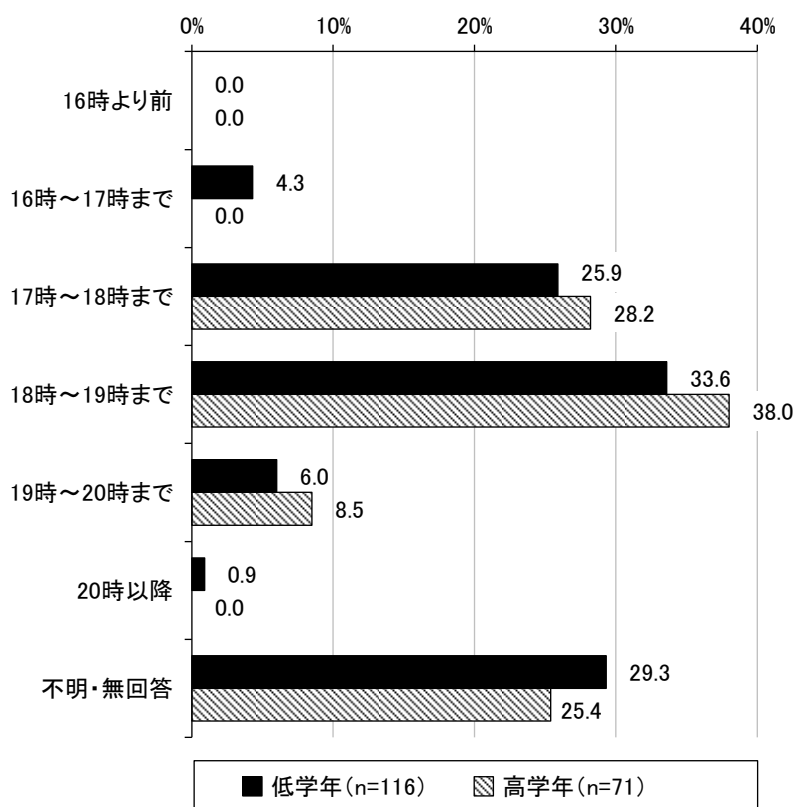
次ページ
「利用希望時間について」

「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の利用希望時間について（数量回答）

低学年では、「18時～19時まで」が33.6%と最も高く、次いで「17時～18時まで」が25.9%、「19時～20時まで」が6.0%となっています。

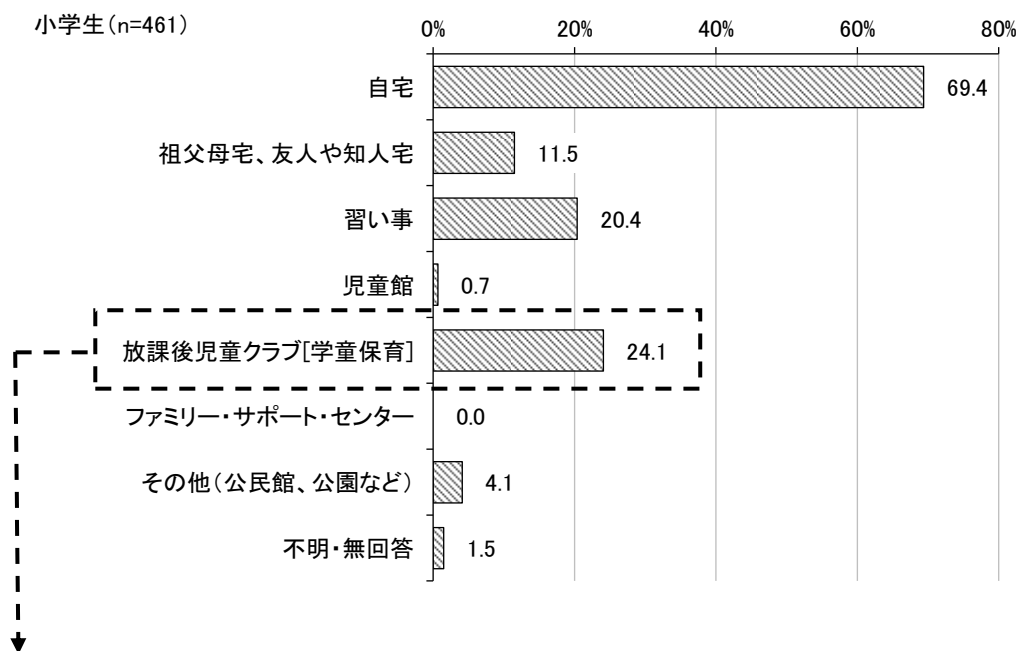
高学年では、「18時～19時まで」が38.0%と最も高く、次いで「17時～18時まで」が28.2%、「19時～20時まで」が8.5%となっています。

【就学前】



① 放課後に過ごす場所（小学生のみ、複数回答）

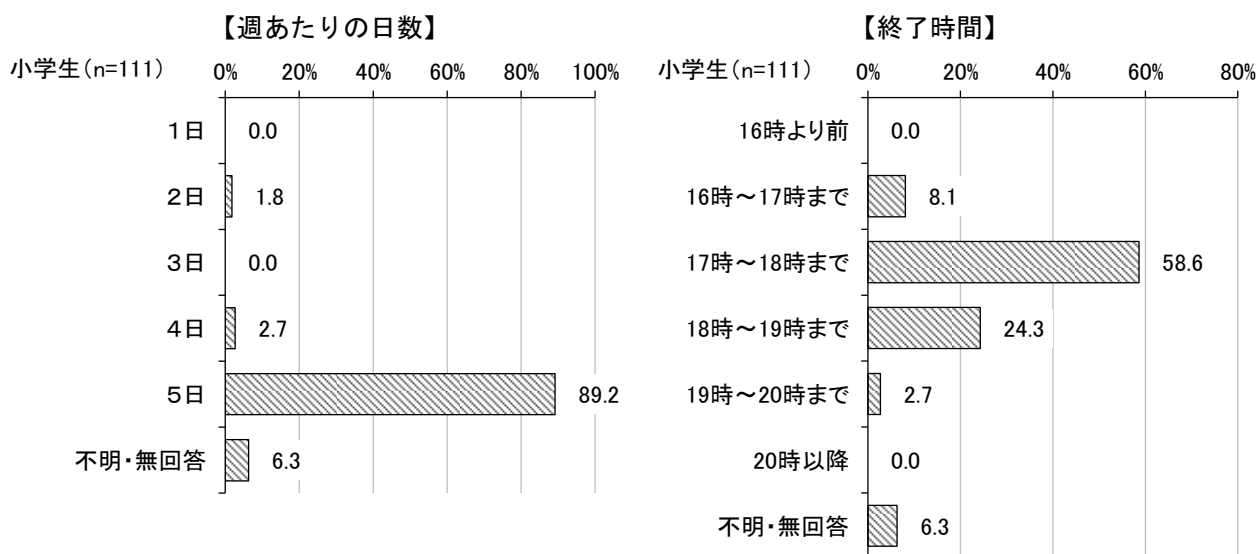
「自宅」が69.4%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ[学童保育]」が24.1%、「習い事」が20.4%となっています。



利用している週あたりの日数と時間（数量回答）

週あたりの日数では、「5日」が89.2%と最も高く、次いで「4日」が2.7%、「2日」が1.8%となっています。

終了時間では、「17時～18時まで」が58.6%と最も高く、次いで「18時～19時まで」が24.3%、「16時～17時まで」が8.1%となっています。

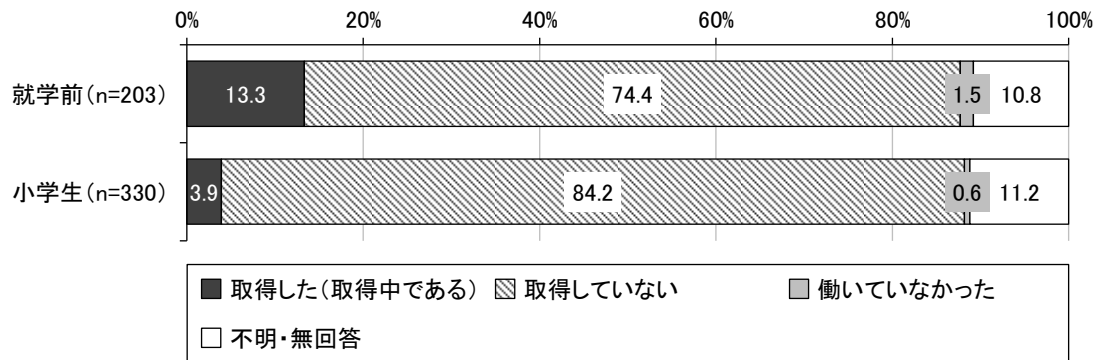


⑫ 子どもが生まれたときの育休取得状況（単数回答）

父親

就学前では、「取得していない」が74.4%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が13.3%、「働いていなかった」が1.5%となっています。

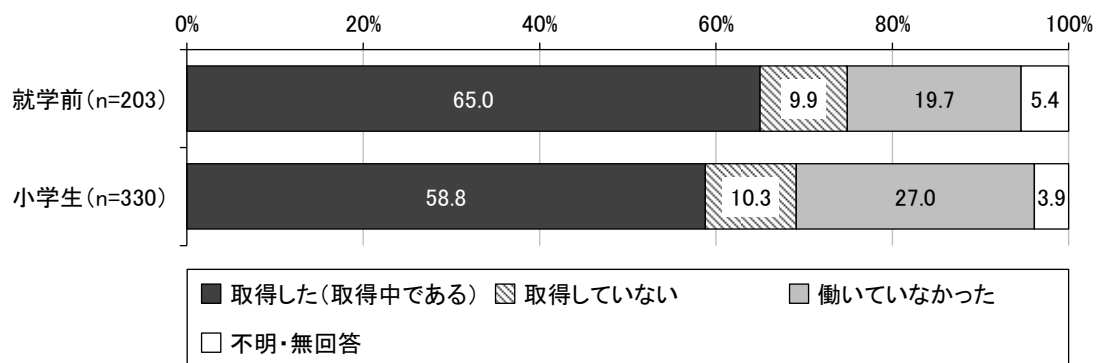
小学生では、「取得していない」が84.2%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が3.9%、「働いていなかった」が0.6%となっています。



母親

就学前では、「取得した（取得中である）」が65.0%と最も高く、次いで「働いていなかった」が19.7%、「取得していない」が9.9%となっています。

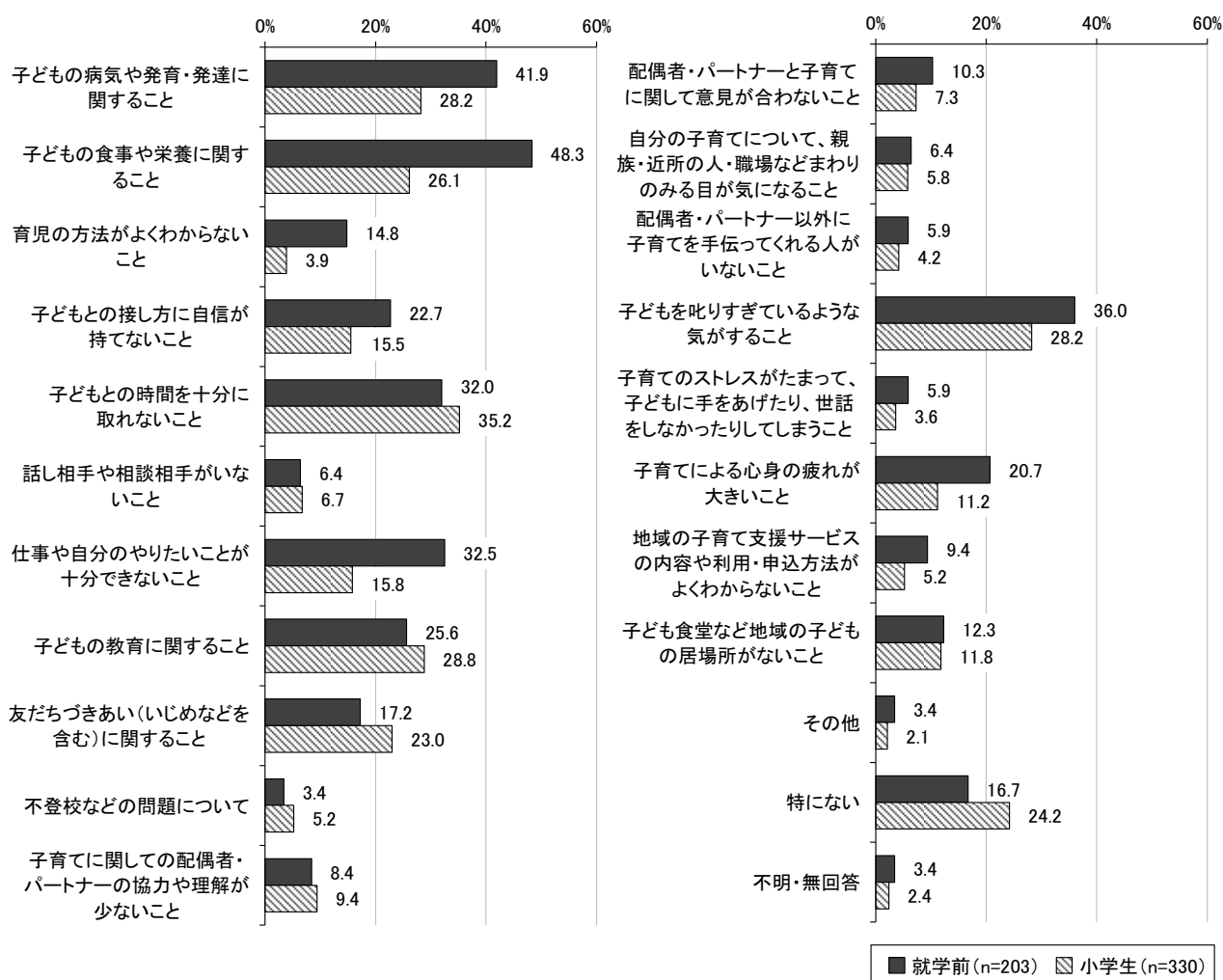
小学生では、「取得した（取得中である）」が58.8%と最も高く、次いで「働いていなかった」が27.0%、「取得していない」が10.3%となっています。



⑬ 子育てに関する悩みや困りごと（複数回答）

就学前では、「子どもの食事や栄養に関すること」が48.3%と最も高く、次いで「子どもの病気や発育・発達に関すること」が41.9%、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが36.0%となっています。

小学生では、「子どもとの時間を十分に取れないこと」が35.2%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」が28.8%、「子どもを叱りすぎているような気がする」とがともに28.2%となっています。

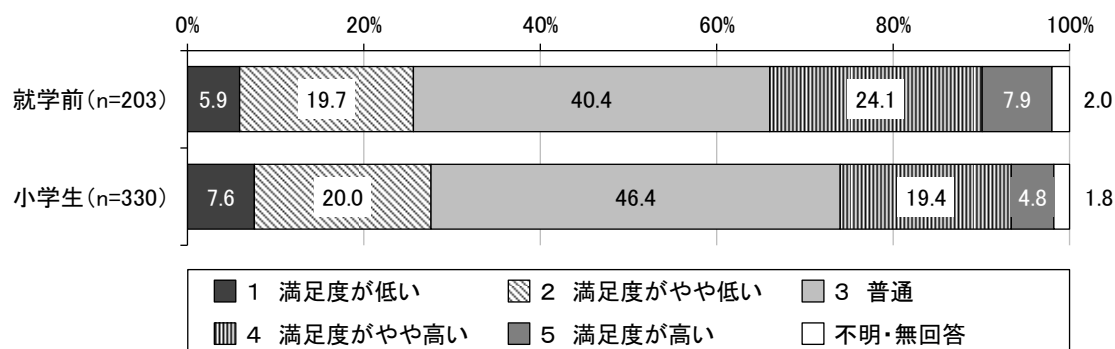


⑭ 本町の子育て環境や支援への満足度

満足度が低い ←-----→ 満足度が高い				
1	2	3	4	5

就学前では、「3 普通」が40.4%と最も高く、次いで「4 満足度がやや高い」が24.1%、「2 満足度がやや低い」が19.7%となっています。

小学生では、「3 普通」が46.4%と最も高く、次いで「2 満足度がやや低い」が20.0%、「4 満足度がやや高い」が19.4%となっています。



⑮ 本町の子育て支援についての意見・提案

志賀町の子育て支援について、就学前児童保護者では、室内で遊べる場所や小さい子どもが遊べる環境の充実を求める意見、子育て支援サービスや親子の交流の場の充実に関する意見があげられています。小学生保護者では、子どもが安心して遊べる環境や居場所づくり、経済的支援、子育て支援サービス等に関する意見があげられています。

自由回答の主なご意見・ご提案

■就学前児童保護者（意見抜粋）

遊び場について	
	・天候を気にせず、室内でのびのびと遊べる施設が増えてほしい。
	・子どもが遊べる室内遊具施設があるとありがたい。夏も水遊びができる公園。
	・小さい子どもの遊べる環境が整ってくれと嬉しい。児童館は土日は人が多く、町外へ行くことも多い。
	・公園を充実してほしい。
子育て支援サービスについて	
	・出産後にもらえる商品券が使える店が限られている。おむつやミルクが購入できる店で使用したい。使用期限も半年と短い。
	・おむつ無料パスポートとかがほしい。
	・予防接種の助成券を申請不要で郵送してほしい。仕事を休まなければならない。
親子の交流の場について	
	・子どもと遊べてママ友とゆっくりできる施設があれば嬉しい。
	・子どもの集まりをきっかけにもっと親が交流できるようにしたら良いのでは。
	・休日等でも異年齢の子どもたちが自由に集えるような、環境が整った安心な場所で親もほっと一息つけるような居場所が町内にもっと増えるとありがたい。
保育施設の利用について	
	・病児のための保育施設の設置。
	・病後児保育をつくってほしい。安心して仕事ができそう。
	・保育時間が柔軟ではない。いろいろな働き方（勤務時間、体制等）があるので、延長料金が発生するのは疑問に思う。
医療機関について	
	・救急で遠くまで子どもを連れて行くのが大変。初診も絶対かかる。
	・小児科でインターネット予約できたらいい。
その他	
	・学童以外で子どもが親の送迎に頼ることなく、気軽に集えるような場所。
	・父親のための子育てについて学べる教室等を開いてほしい。
	・子どもの日用品が購入できる商業施設の誘致をしてほしい。
	・断水した際、1歳未満の子どもの民間の入浴施設の利用が大変だった。3歳未満の子どもが入れるような環境が町内にあればよいなと思った。

■小学生保護者（意見抜粋）

遊び場・居場所について	
	・子どもも親も安心して、遊べる施設や公園があったらいいと思う。
	・いろいろな世代の人が集まれて自由に会話、勉強ができ、教え合う場所がほしい。
	・学校の長期休みの期間に子どもだけ参加できるイベント等を複数企画してほしい。
	・室内でいっぱい遊べる遊具の施設ができたらうれしい。
経済的支援について	
	・学校で使用している消耗品(靴、制服、帽子等)の補助、無料化。
	・第3子にばかり助成金が多い。どの家庭にも平等に助成してほしい。
	・世帯主の収入による支援制限をやめてほしい。
	・中高生への通学支援。交通の便が無いので送迎となると仕事ができない。バス代にしても負担が大きい。
子育て支援サービスについて	
	・ファミサポは、自宅でみてもらうのには抵抗のある人もいるのでは。積極的に、児童館等でも利用できることをアピールすれば利用しやすくなるかと思う。
	・支援についての情報をあまり知らなかったので、誰でも知ることが出来るようにしてほしい。
学校の制度について	
	・富来地区は中学校での部活動が限られている。選択肢を増やして短い学生生活を充実させてあげたい。
	・不登校の子たちの選択肢が増えてほしい。現状フリースクールのようなところもなく、学校に入ることすら難しい子にとっては家しかない状況。
送迎の負担について	
	・バス通学をしているような遠い所に住んでいる人は不便。園の送迎や塾の送り迎え等大変なことが多い。学校に駐車場が無いのも困る。
	・公共交通機関がもっと便利なら利用させたいが、結局車での送迎になり、親の時間的負担になる。
医療機関について	
	・富来に小児科等の医療機関が不足している。
	・休日、夜間に安心して受診出来る医療機関(小児科)がない。
その他	
	・仕事で遅くなる時に短時間預かってくれる場所があると気持ちに余裕が出来る。
	・学童保育の利用料をもっと安くしてほしい。

3 前回計画の評価

第2期計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下の通りです。

(1) 教育・保育事業

1号認定	満3歳以上の幼児期の学校教育を受けている就学前の子ども(保育の必要性なし)。
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども。
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども。

◇ 1号認定

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人	12	12	10	8	8
	確保方策	人	15	15	15	15	15
実績値		人	15	15	15	15	15

1号認定について、定員による運営となりました。

◇ 2号認定

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人	311	263	264	221	209
	確保方策	人	343	343	343	343	343
実績値		人	300	254	252	196	180

2号認定について、量の見込みに対する提供体制は確保できました。

◇ 3号認定(1・2歳児)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人	164	153	123	119	114
	確保方策	人	205	205	205	205	205
実績値		人	153	142	108	104	92

3号認定(1・2歳児)について、量の見込みに対する提供体制は確保できました。

◇ 3号認定(0歳児)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人	50	49	47	45	42
	確保方策	人	73	73	73	73	73
実績値		人	14	17	13	16	5

3号認定(0歳児)について、量の見込みに対する提供体制は確保できました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

◇ 利用者支援事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	か所	0	0	0	0	0
	確保方策	か所	0	0	0	0	0
実績値	母子保健型	か所	1	1	1	1	-
	こども家庭センター型	か所	-	-	-	-	1

利用者支援事業について、令和2年度以降「母子保健型」を実施していましたが、令和6年度以降は「こども家庭センター型」に移行しています。

◇ 時間外保育事業（延長保育）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人	65	58	54	48	46
	確保方策	人	65	58	54	48	46
実績値		人	56	58	52	55	58

時間外保育事業について、令和2年度については新型コロナウイルス感染症により利用者減となりましたが、利用ニーズは高まっており、令和5年度と令和6年度は量の見込みを上回る結果となりました。

◇ 放課後児童健全育成事業

			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	(合計)	人	197	194	182	184	159
		1年生	人	51	48	45	44	37
		2年生	人	69	65	62	61	51
		3年生	人	36	34	33	32	27
		4年生	人	31	35	31	35	33
		5年生	人	8	9	9	9	9
		6年生	人	2	3	2	3	2
	確保方策		人	197	194	182	184	159
実績値	量の見込み	(合計)	人	174	193	171	174	147
		1年生	人	60	65	37	58	32
		2年生	人	42	57	60	32	46
		3年生	人	39	35	39	44	23
		4年生	人	26	21	15	25	25
		5年生	人	2	14	12	6	17
		6年生	人	5	1	8	9	4
	実施か所数		か所	2	2	2	2	2

放課後児童健全育成事業について、量の見込みに対する提供体制は確保できました。

◇ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保方策	人日	0	0	0	0	0
実績値		人日	0	0	0	0	0

子育て短期支援事業（ショートステイ）は、本町では平成28年度より実施していますが、実績はありません。

◇ 乳児家庭全戸訪問事業（全出生児に対して実施済み）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人	65	63	61	58	46
	確保方策	人	65	63	61	58	46
実績値		人	80	59	69	59	43

乳児家庭全戸訪問事業について、全出生児に対して実施しました。

◇ 養育支援訪問事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人	30	30	30	30	30
	確保方策	人	30	30	30	30	30
実績値		人	24	38	21	13	9

養育支援訪問事業について、必要な家庭に対して実施し、令和3年度は量の見込みを上回る結果となりました。

◇ 地域子育て支援拠点事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人日	1,181	1,115	949	914	873
	確保方策	人日	1,181	1,115	949	914	873
実績値		人日	345	522	413	1,038	831
実施か所数		か所	1	1	1	1	1

地域子育て支援拠点事業について、令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、地域子育て支援拠点の閉鎖等もあり、実績値が量の見込みを大きく下回りました。令和5年に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことで、利用制限が緩和され、令和5年度は量の見込みを上回る実績となりました。

◇ 一時預かり事業（幼稚園以外の預かり保育のみ数値を掲載）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人日	342	288	289	242	230
	確保方策	人日	342	288	289	242	230
実績値		人日	239	155	119	126	168

一時預かり事業について、量の見込みに対する提供体制は確保できました。

◇ 病児保育事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人日	7	7	6	6	5
	確保方策	人日	7	7	6	6	5
実績値		人日	0	0	1	0	9
実施か所数		か所	1	1	1	1	1

病児保育事業について、広域利用についての制度が周知されたことにより、令和6年度は量の見込みを上回る結果となりました。

◇ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人日	10	10	9	9	8
	確保方策	人日	10	10	9	9	8
実績値		人日	0	3	0	7	4

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について、量の見込みに対する提供体制は確保できました。

◇ 妊婦健康診査

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人回	130	126	122	116	110
	確保方策	人回	130	126	122	116	110
実績値		人回	116	116	110	74	80

※ 令和6年度のみ2月末現在の実績

妊婦健康診査について、量の見込みに対する提供体制は確保できました。

4 志賀町の子育てにおける現状と課題

課題Ⅰ 子育て支援の充実について

〈統計データより〉

- 出生数は近年60人前後で推移していますが、今後子どもの人口は大きく減少していくことが予測されます。
- 女性の就業率は国・県よりも高く、上昇傾向にあることから、共働き世帯の増加から、保育ニーズの増加や家庭における子育ての負担感の増加が考えられます。

〈アンケート調査より〉

- 母親の就労状況について、フルタイムが6割以上となっており、また、教育・保育施設の定期的な利用についても「利用している」が9割以上となっていることから、本町の保育ニーズは高くなっています。今後も保育ニーズは高まることが予測されることから、提供体制を維持していくことが必要です。
- 子どもをみてもらえる親族や知人が「いない」人は、就学前・小学生ともに約1割となっており、祖父母等の親族の助けを得ることができない人が一定数いることがうかがえます。子育て家庭が孤立しないよう、地域全体での子育てを推進していくことが必要です。
- 子どもが病気の際の対応として、母親が休む割合が8割以上となっています。また、「病児・病後児のための保育施設」の利用希望は、就学前では5割を上回っており、柔軟な働き方の導入やサービスの充実により、子どもの急病等に対応できる体制づくりが求められます。
- 母親の育休取得割合は約6割となっている一方で、父親の育休取得割合は、就学前で約1割となっており、育休取得や父親の育児参加の促進が必要です。
- 子育てに関する悩みや困りごとについて、「子どもとの時間を十分に取れないこと」が就学前・小学生ともに3割以上となっており、保護者の就労等により子どもとふれあう時間が少なくなっていることが考えられます。
- 自由回答では、就学前では子育てに係る費用の助成について、小学生では所得制限等のない支援や通学支援について、経済的な支援を求める意見があがっています。
- 放課後に過ごさせたい場所として、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が低学年で最も高く、高学年でも2番目に高い割合となっており、子どもたちの放課後の居場所の充実を図るとともに、学童以外の居場所づくりも重要となります。

〈まとめ〉

- 共働き世帯の増加等から、子育ての負担感は増加していることがうかがえるため、保育サービスの充実、ワーク・ライフ・バランスの推進、経済的な支援の充実を図ることで子育て家庭の不安解消に取り組むことが重要です。
- 母親の就労割合の増加や子どもが病気の際に母親が休む割合の高さから、子どもが病気の際でも、保育ができる環境づくりが必要です。
- 子育て家庭の孤立を防ぎ、家庭環境に関わらず、子どもが安心して過ごせる居場所と活躍機会を得ることができるよう、地域と連携して取り組むことが大切です。

課題2 親子の心身の健康や教育、次世代への支援について

〈アンケート調査より〉

- 子育てに関する相談先については、「祖父母などの親族」の割合が高いことから、多くの保護者は身近に相談先があることがうかがえます。一方で、「特にいない」もわずかながらみられるため、必要とする人が支援を受けられるよう、本町の子育て支援や相談先に関する情報発信に取り組むことが必要です。
- 子育てに関する悩みや困りごとについて、就学前では「子どもの病気や発育・発達に関すること」や「子どもの食事や栄養に関すること」の割合が高くなっており、子どもの健康に関する悩みや不安を抱えている保護者が多いことがわかります。
- 子育てに関する悩みや困りごとについて、小学生では「子どもの教育に関すること」「友だちづきあい（いじめなどを含む）に関すること」「不登校などの問題について」等、学校教育に関する割合が就学前の割合より高くなっており、学校生活に関する積極的な情報公開や学校と保護者が情報を共有できる体制づくりが必要です。
- 本町の子育て環境や支援の満足度について、「普通」が4割以上となっていますが、就学前と比べて小学生ではやや低くなっているため、学童期以降の子どもがいる家庭への継続的な支援の推進や支援内容の充実について、検討していくことが必要です。
- 自由回答では、就学前・小学生ともに小児科が不足しているという声があげられており、医療体制の充実が求められています。
- 自由回答では、地域によって部活動の種類が少ない、不登校児童の選択肢が増えてほしいなどの意見があげられています。



〈まとめ〉

- 子どもの健康や発育に関する悩みを抱えている保護者が多いことや相談先がない保護者がいることから、子どもの成長段階に応じた相談支援の充実を図りつつ、切れ目のない支援を推進していくことが必要です。
- 園や学校において、健康教育や食育に取り組み、幼少期から望ましい健康習慣を身につけることが重要です。
- 課外活動の充実や不登校児童の居場所づくり等、子どもの豊かな心や社会性を育むための環境整備が必要です。

課題3 配慮を必要とする子ども・子育て家庭や生活環境について

〈アンケート調査より〉

- 自由回答では、子どもの遊び場が少ないことが課題となっており、特に室内の遊び場を求める声が多くあがっていることから、子どもが安心して遊べる場所の確保が必要です。
- 自由回答では、送迎の負担に関する意見もあげられており、子どもの通学に際して、保護者による車での送迎の時間的負担や公共交通機関の不便さが課題となっています。
- 子育てに関する悩みや困りごとについて、配偶者・パートナーと子育てについての意見が合わなかったり、協力や理解が少ないといった意見がわずかながらみられ、このような課題を抱える家庭は、子育てにおける孤立感や負担感を増大させる可能性があるため、気軽に相談できる体制を充実することが必要です。
- 就学前・小中学生ともに「子どもを叱りすぎているような気がする」との割合が高くなっています。また、「子育てによる心身の疲れが大きいこと」が就学前では2割近くあることから、保護者の育児不安の解消に取り組むことで児童虐待の発生を予防することが重要です。
- 放課後に過ごす場所として、約7割の小学生が自宅で過ごしています。一方で、フルタイムで働く母親が6割を超えており、1人で留守番をしている小学生がいる可能性もあるため、防犯対策について啓発を行うことが重要です。
- 本町では、8割以上の母親が就労していることから、共働き世帯が増加していることが考えられます。女性が社会進出しやすい環境が整いつつある一方で、3世代世帯や兄弟姉妹のいる家庭では、ヤングケアラーの子ども・若者が存在している可能性があります。



〈まとめ〉

- 子どもの健全育成や子育てがしやすい生活環境の整備のため、子どもの遊び場の充実が求められています。
- 犯罪や事故から子どもを守るため、関係団体・機関と連携しながら、安全・安心なまちづくりに取り組むことが必要です。
- 貧困やヤングケアラー等、子育て家庭が抱える課題や実態を把握し、それぞれの家庭の状況に応じた支援に取り組むことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

I 計画の基本理念

志賀町は能登半島の中央に位置し、雄大な日本海と丘陵地等の自然環境に恵まれるとともに、長い歴史の中で培われてきた産業や伝統文化が息づく静かな里山があります。しかしながら、本町においても全国的な傾向である少子高齢化や過疎化が進行しています。そのような現状の中、令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、本町も公共施設やインフラ、農林水産業等が甚大な被害を受けるなど、住民の暮らしに大きな影響を与えました。

このことから、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進していくとともに、震災後に転出された方に再び本町に戻っていただけるように、人口の定着と活力のあるまちづくりを推進していく必要があります。

また、すべての子どもたちがそれぞれの力を伸ばし、いきいきと育つことができるよう、家庭や地域、保育園、学校等が子どもの視点に立ち、子どもたちの権利が十分に尊重される社会を構築していく必要があります。

前回計画である「第2期志賀町子ども・子育て支援事業計画」において、“地域のぬくもりに抱かれて、家族・子どもの笑顔の輪が広がる 志賀っこの郷”を子ども・子育て支援の基本理念と設定し、施策の推進に努めてきました。本計画においても、この基本理念を引き継ぎ、子どもの健やかな成長に向けた取組や子育て支援施策の充実に取り組むこととします。

◇ 基本理念

**地域のぬくもりに抱かれて、
家族・子どもの笑顔の輪が広がる
志賀っこの郷**

2 計画の基本的な視点

各施策の立案にあたっては、以下の4つの基本的な視点から、子ども・子育て支援に係る様々な施策を総合的に定めます。なおこの視点は、子ども・子育て支援法に基づいて設定しています。

視点1 子どもからの視点

志賀町の明日を担う子どもたちの幸せを第一に考え、志賀町で生まれ育っているすべての子どもたちが、家庭環境や障害の有無に関係なく、心身ともに健やかに育つための環境づくりを推進します。また、「こどもまんなか社会」の実現に向け、子どもの権利が尊重される環境づくりを推進します。

視点2 保護者からの視点

子どもの数の減少や核家族化、共働き世帯の増加等の社会環境の変化や人々の価値観の多様化に伴い、子育て支援等に対するニーズも多様化しているため、これらのニーズに柔軟に対応できるよう、サービス利用者の視点に立った取組を推進します。

視点3 地域からの視点

子育ての基本的役割は家庭にあるという認識の下、地域社会の一員である子どもを健やかに育むために、子どもの声や意見を尊重しながら、地域、団体、企業、行政等が連携し、子どもとその保護者を地域で支え合う体制づくりを推進します。

視点4 仕事と生活の調和の実現からの視点

保護者が仕事と家庭生活を両立できるよう、企業に対して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方や、育休や看護休暇の取得促進、柔軟な働き方についての周知・啓発を推進します。また、関係者が連携して、仕事と子育ての両立のための基盤整備を行います。

3 計画の基本目標

本計画では、先に掲げた基本理念を実現するために、以下の3つの基本目標を柱として総合的に施策を推進していきます。

基本目標Ⅰ 子ども・子育てを支えるまちづくり

保護者のニーズに応じた保育サービスや放課後児童クラブの充実を図るとともに、多様な働き方の推進や育休の取得促進など仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知・啓発を行い、家庭での子育てを支援します。

さらには、子どもが生涯を通じて幸せに暮らせる社会の実現のために、子どもの権利の保障を推進するとともに、子ども・若者の意見聴取等を通じた子どもの活躍機会や安心して過ごすことができる居場所の創出・充実に努め、地域全体で子どもを育むまちづくりを進めます。

基本目標Ⅱ 子どもの心身の健全な成長を支えるまちづくり

すべての子どもの心身の健やかな成長の実現に向けて、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を推進します。また、将来にわたり健康な生活を送れるよう、学校や家庭、関係機関と連携しながら、健康教育の充実や食育を推進します。

さらには、次代を担う子どもや若者を育成するため、学校教育の充実や家庭・地域における教育機能の向上に努めるとともに、若者の就労支援等を推進していきます。

基本目標Ⅲ すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくり

地域社会の中で安心して子育てができるよう、道路や公園等の生活環境の整備・充実を図ります。また、危機管理や交通安全、防犯、防災に関する対策の強化に努め、子どもの安全が確保されたまちづくりを推進します。

さらには、すべての子どもが夢や希望を持って成長し、自立できるよう、関係機関と連携しながら、児童虐待の防止やひとり親家庭等の自立支援、子どもの貧困対策、障害児施策、外国につながる家庭への支援等の充実を図ります。

加えて、能登半島地震において被災した子どもや保護者が安心した生活を送れるよう、町や保健師、精神保健福祉士等と連携し、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援に取り組みます。

4 施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】

地域のぬくもりに抱かれて、
家族・子どもの笑顔の輪が広がる
志賀っこの郷

共通目標

子ども・子育て
支援事業計画

- (1) 教育・保育事業等の提供区域
- (2) 量の見込みの算出方法
- (3) 児童人口の推計
- (4) 保育の必要性の認定について
- (5) 教育・保育の提供体制
- (6) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制
- (7) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

I

子ども・子育てを
支えるまちづくり

- (1) 保育サービスや子育て支援の充実
- (2) 仕事と家庭生活が両立できる就労環境の充実
- (3) 子どもを育む地域づくり

II

子どもの心身の
健全な成長を
支えるまちづくり

- (1) 妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実
- (2) 子どもの心身の健やかな育ちへの支援の充実
- (3) 子どもの教育環境等の整備
- (4) 次代を担う子どもや若者の育成

III

すべての子どもと
子育て家庭が
安心して暮らせる
まちづくり

- (1) 子育てにやさしい生活環境の整備
- (2) 子どもの安全の確保
- (3) 配慮を必要とする子どもと家庭への支援の充実
- (4) 被災世帯の子ども、家庭への支援

第4章 子ども・子育て支援の事業展開

I 教育・保育事業等の提供区域

本計画では量の見込みを行う教育・保育事業等の提供区域について、市町村ごとに定めることとされています。提供区域の設定については地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や教育・保育事業の現在の利用状況、施設整備状況等を総合的に勘案する必要があります。

前回計画では、本町の子ども数が減少していることから、待機児童の発生の恐れがなかったため、保護者のニーズに対して柔軟に対応できるよう提供区域を1区域として設定しました。

本計画においても、引き続き町内全体での柔軟な対応を図るために、提供区域を1区域として設定し、事業に取り組みます。

■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

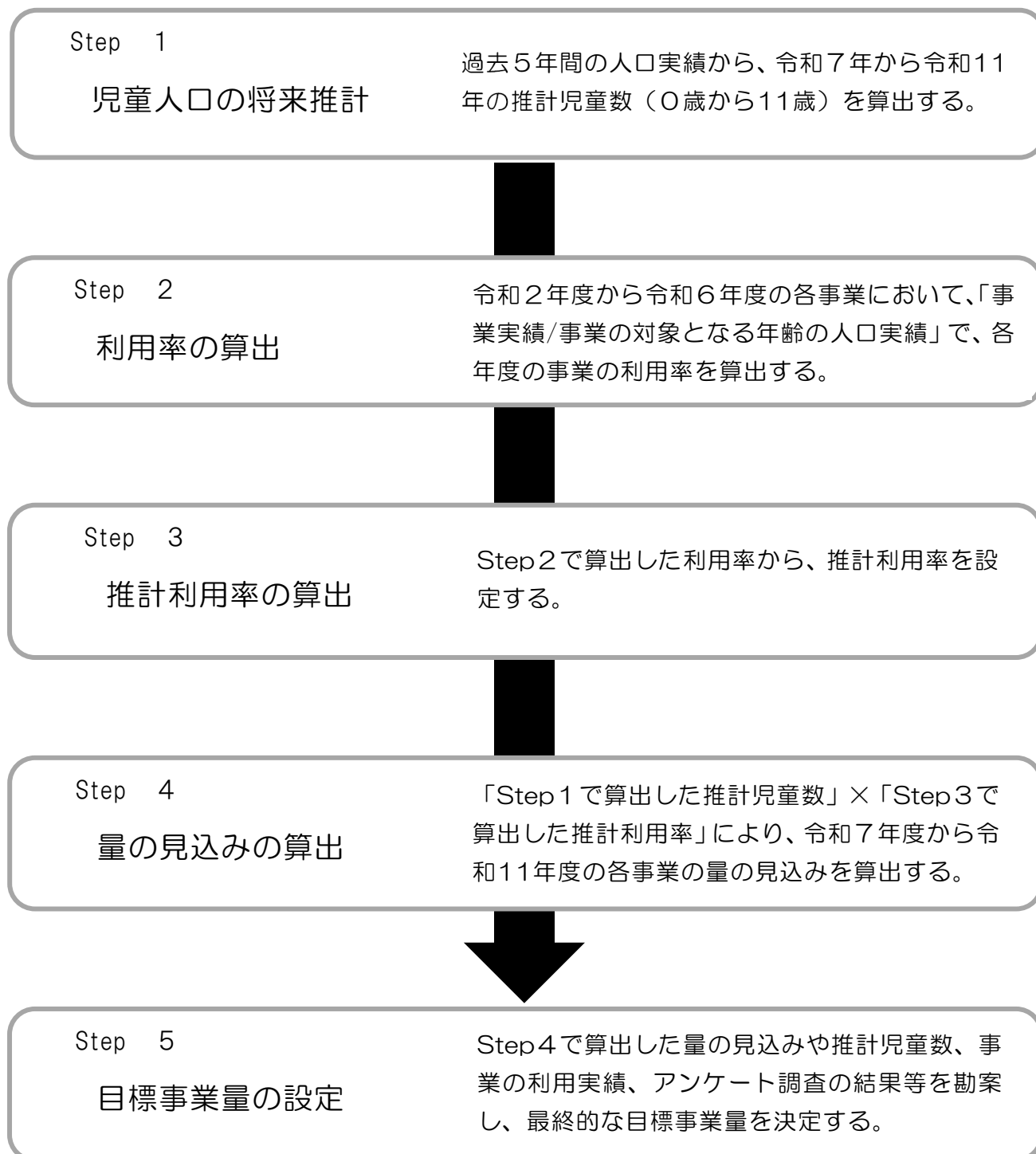
事業区分		提供区域	考え方
教育・保育	1号認定(3歳から5歳:教育)	町内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、町内全域とします。
	2号認定(3歳から5歳:保育)		
	3号認定(0歳から2歳:保育)		
	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】		
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業【新規】	町内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、町内全域とします。
	時間外保育事業(延長保育)		
	子育て短期支援事業(ショートステイ)		
	放課後児童健全育成事業		
	乳児家庭全戸訪問事業		
	養育支援訪問事業		
	地域子育て支援拠点事業		
	病児保育事業		
	一時預かり事業(幼稚園型・幼稚園型以外)		
	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)		
	妊婦健康診査事業		
	産後ケア事業【新規】		
	子育て世帯訪問支援事業(ヘルパー派遣事業)【新規】		
	児童育成支援拠点事業		今後、必要性も含めて検討を行います。
	親子関係形成支援事業		
	実費徴収に係る補足給付を行う事業		
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業		

2 量の見込みの算出方法

本計画では、児童人口推計に対して、令和2年度から令和6年度の各事業の利用実績を基に、各事業の利用率を算出し、それを掛け合わせることで各事業の令和7年度から令和11年度の利用見込みを算出しています。

また、国の方針や施策の動向、本町で実施したアンケート調査等についても勘案しながら調整を行い、量の見込みと確保方策を設定しました。

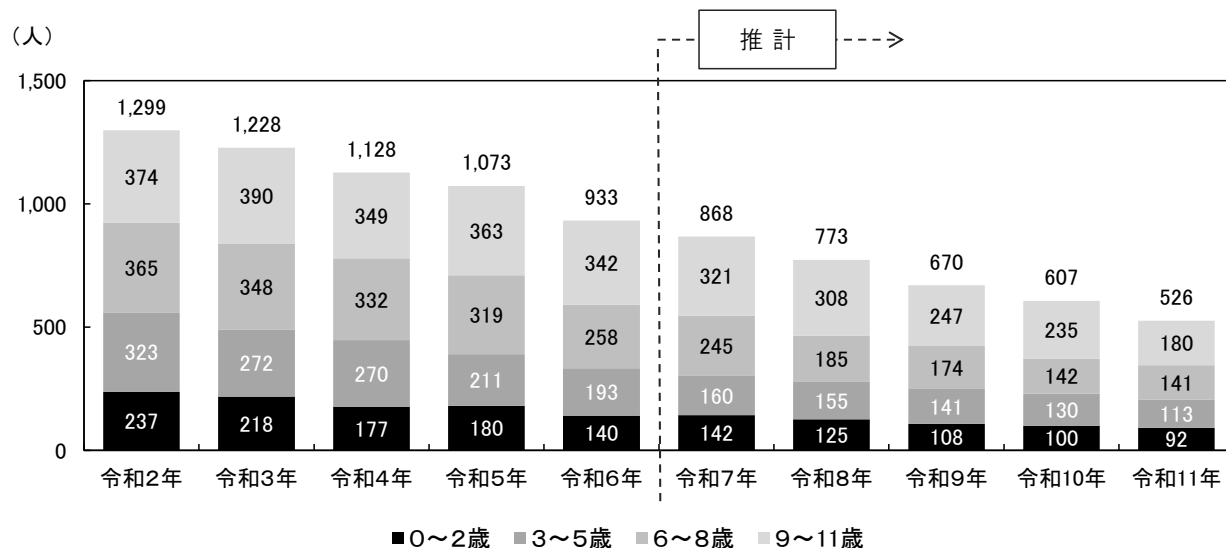
■量の見込み算出の流れ



3 児童人口の推計

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用希望者を把握するために、0歳から11歳の人口推計を行いました。推計結果をみると、年々減少することが予想されており、令和11年で526人となる見込みです。

■児童人口の推移及び推計



単位: 人	実績					推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	66	65	54	62	36	40	38	35	32	29
1歳	90	63	66	53	52	51	38	36	33	31
2歳	81	90	57	65	52	51	49	37	35	32
3歳	107	77	87	52	61	49	48	48	37	33
4歳	91	108	75	85	52	61	49	49	46	35
5歳	125	87	108	74	80	50	58	47	47	45
6歳	116	127	87	107	70	74	47	56	43	44
7歳	107	116	127	85	104	68	71	44	54	43
8歳	142	105	118	127	84	103	67	71	45	54
9歳	106	143	103	118	126	84	102	66	70	45
10歳	145	105	142	104	114	124	83	100	65	69
11歳	123	142	104	141	102	113	123	81	100	66
合計	1,299	1,228	1,128	1,073	933	868	773	670	607	526

資料：実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計は実績を基にコーホート変化率法で算出

4 保育の必要性の認定について

保護者が、子どものための教育・保育給付を受けるには、子どもの保育の必要性について、国が定める基準に基づいた町の教育・保育認定を受ける必要があります。教育・保育認定の区分は、以下の3つの区分となります。

■認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上で、学校教育のみを希望する子ども (保育の必要性なし)	認定こども園(教育)
2号認定	満3歳以上で、保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園(保育)
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする子ども	

■保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定(2号、3号認定)にあたっては、以下の3点を勘案して運用を行います。

保育の必要性の認定基準	
事由	①就労(月 48 時間以上) 家庭の外(内)で仕事をしていて、児童の保育ができないとき ②就労以外の事由 妊娠・出産、疾病・障害等、親族の看護・介護、災害の復旧、求職活動(起業準備含む)、就学、虐待や DV のおそれがあること、育児休業取得中、その他
区分 (保育の必要量)	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (1日最大 11 時間＋必要に応じた延長保育) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (1日最大8時間＋必要に応じた延長保育)

5 教育・保育の提供体制

教育・保育の提供体制の確保について、5年間の計画期間における各年度の量の見込みに基づき、計画的に推進していきます。

「確保方策」とは、「量の見込み」に対して、実際に利用可能な数を記載するものです。「確保方策」が「量の見込み」と同数以上であれば、利用希望者すべてを受け入れられることになります。

◇ 1号認定（教育）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	15	15	15	15	15
②確保方策	人	15	15	15	15	15
②－①	人	0	0	0	0	0

◇ 2号認定（保育）

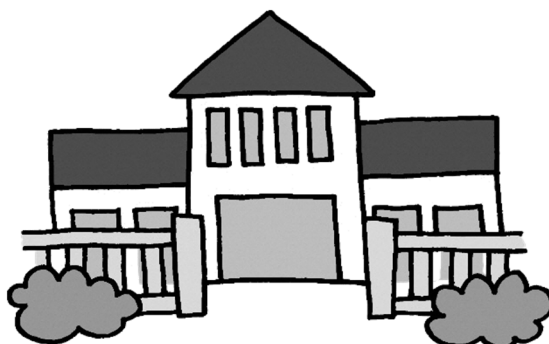
	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	141	137	122	109	97
②確保方策	人	225	225	225	225	225
②－①	人	79	83	98	111	123

◇ 3号認定（保育）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	94	87	74	66	62
0歳	人	4	4	4	4	4
1・2歳	人	90	83	70	62	58
②確保方策	人	195	195	195	195	195
②－①	人	91	98	111	119	123

【確保方策】

教育・保育（1号認定、2号認定、3号認定）については、過去実績の利用率の平均値を基に量の見込みを算出しました。今後の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。



◇ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通所していない0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人/日	-	2	2	2	2
0歳	人/日	-	1	1	1	1
1・2歳	人/日	-	1	1	1	1
②確保方策	人/日	-	2	2	2	2
②－①	人/日	-	0	0	0	0

【確保方策】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、0歳から2歳の未就園児数と月上限時間（10時間）、1か月あたりの受け入れ可能時間数を基に量の見込みを算出しました。本町では令和8年度から本格実施するとともに、利用ニーズを把握し、認定こども園等において提供体制を確保していきます。

※ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、試行期間である令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられていますが、令和8年度以降は新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。



6 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

◇ 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保方策	か所	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1

【確保方策】

利用者支援事業については、令和6年度からこども家庭センター型を実施しています。今後も関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を行います。

◇ 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間等により、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	55	53	51	49	48
②確保方策	人	55	53	51	49	48
②－①	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

時間外保育事業については、過去実績の利用率の最大値を基に量の見込みを算出しました。今後も現在の提供体制を維持しながら、見込みに対する提供体制を確保していきます。

◇ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で、必要な養育・保護を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	5	5	5	5	5
②確保方策	人日	5	5	5	5	5
②－①	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

子育て短期支援事業（ショートステイ）については、第2期計画の量の見込みを勘案して、量の見込みを算出しました。保護者の就労状況や育児不安、精神的な疾病のための保護者支援としての利用に対応できるよう、提供体制の確保に努めます。

◇ 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の余裕教室や専用施設等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です（対象児童１年生から６年生）。

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	人	140	114	104	90	82
１年生	人	39	24	28	22	22
２年生	人	30	34	21	25	20
３年生	人	32	21	24	15	18
４年生	人	16	19	13	14	9
５年生	人	19	12	15	10	11
６年生	人	4	4	3	4	2
②確保方策	人	140	114	104	90	82
②－①	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

放課後児童健全育成事業については、過去実績の利用率の平均値を基に量の見込みを算出しました。利用者数は概ね減少傾向にあるものの、利用ニーズは高まっていくことが予想されるため、今後も見込みに対する提供体制を十分に確保していきます。

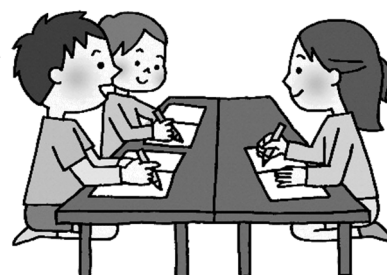
◇ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言、子育て支援に関する情報提供、養育についての相談等を行うことにより、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	人	45	41	38	35	32
②確保方策	人	45	41	38	35	32
②－①	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

乳児家庭全戸訪問事業については、０歳推計を基に量の見込みを算出しました。今後も乳児のいるすべての家庭に対し事業を実施します。



◇ 養育支援訪問事業

家庭における安定した養育ができるよう、養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	10	9	8	7	6
②確保方策	人	10	9	8	7	6
②－①	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

養育支援訪問事業については、過去実績の利用率の平均値を基に量の見込みを算出しました。支援が必要な家庭に対し事業を実施していくとともに、今後の見込みに対する提供体制を十分に確保していきます。

◇ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、グループ活動や子育て講座の開催等により、地域における子育て支援を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	1,095	1,080	1,061	1,043	1,020
②確保方策	か所	1	1	1	1	1

【確保方策】

地域子育て支援拠点事業については、コロナ禍の期間を除いた実績の利用率の平均値を基に量の見込みを算出しました。今後も多くの方に利用していただけるよう、見込みに対する提供体制を十分に確保していきます。

◇ 病児保育事業

病気により集団での保育が困難な子どもが、保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に限り、子どもを預かる事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	10	10	10	10	10
②確保方策	人日	10	10	10	10	10
②－①	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

病児保育事業については、利用実績を踏まえ、量の見込みを設定しました。近隣の市町村の施設が利用できるよう、広域での連携体制を図り、見込みに対する提供体制を確保していきます。

◇ 一時預かり事業

(i) 幼稚園型

幼稚園や認定こども園において、一時的に保育が必要となった1号認定児を対象に、通常の教育時間の前後や長期休業中等に保育を行う事業です。

【確保方策】

一時預かり事業（幼稚園型）については、実施の予定はありません。

(ii) 幼稚園型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園等において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	96	91	84	80	75
②確保方策	人日	96	91	84	80	75
②－①	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

未就園児を対象とした一時預かり事業は、過去実績の利用率の平均値を基に量の見込みを算出しました。現在町内の認定こども園1か所、公立保育園2か所で実施しており、提供体制を維持します。

◇ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育ての保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	6	5	5	4	4
②確保方策	人日	6	5	5	4	4
②－①	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、過去実績の利用率の最大値を基に量の見込みを算出しました。現在の提供体制を維持するとともに、制度の広報・周知に努めます。

◇ 妊婦健康診査事業

妊婦が医療機関等で受診した健康診査について、所定の金額を公費負担する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	45	41	38	35	32
②確保方策	人	45	41	38	35	32
②－①	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

妊婦健診事業については、0歳推計を基に量の見込みを算出しました。今後も見込みに対する提供体制を十分に確保していきます。

◇ 産後ケア事業

出産後1年未満の母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や、療養に伴う育児等に関する指導、相談、その他の援助を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	7	7	7	7	7
②確保方策	人日	7	7	7	7	7
②－①	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

産後ケア事業については、これまでの利用実績を基に量の見込みを算出しました。今後も支援が必要な母子に対し事業を実施していくとともに、見込みに対する提供体制を十分に確保していきます。

◇ 子育て世帯訪問支援事業（ヘルパー派遣事業）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	31	28	26	23	21
②確保方策	人日	31	28	26	23	21
②－①	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

子育て世帯訪問支援事業については、養育支援訪問事業の実績を基に量の見込みを算出しました。今後も支援が必要な利用者に対し事業を実施していくとともに、見込みに対する提供体制を十分に確保していきます。

◇ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

【確保方策】

ニーズの把握に努め、必要に応じて事業の実施について検討していきます。

◇ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業です。

【確保方策】

ニーズの把握に努め、必要に応じて事業の実施について検討していきます。

◇ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護法による被保護世帯等の子どもが幼児教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や副食費（おかず代、おやつ代）等について、その一部を助成する事業です。

本町では、令和元年10月からすべてのクラス（公立保育園・私立認定こども園）の副食費（おかず代、おやつ代）については、無償としています。

◇ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

市町村が、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

本町では現状の事業者及び全保育園で十分な体制の確保ができており、参入を希望する事業者もいないため、事業の実施はしていませんが、事業の実施が必要になった際には、適宜対応を図ります。



7 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

保育士や幼稚園教諭の指導力の向上と保育・教育の内容充実を目指すとともに、保育園と小学校が、互いに抱える課題等について情報交換を行うなど、連携を強化します。

(2) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう努めます。また、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

(3) 保育士等の質の向上

質の高い教育・保育を提供するためには、保育士・幼稚園教諭の専門性や経験が重要になります。保育士や幼稚園教諭を対象とした研修等を通じて、幼児教育・保育への理解を深め、実践につなげます。



第5章 子ども・子育て支援の施策展開

基本目標Ⅰ 子ども・子育てを支えるまちづくり

基本施策（Ⅰ） 保育サービスや子育て支援の充実

現状と課題

女性の社会進出や核家族化の進行、ライフスタイル等の変化から、多様な保育サービスや子育て支援を必要とする家庭が増加しています。アンケート調査では、教育・保育施設を定期的に利用している割合や放課後児童クラブの利用希望の割合も高くなっています。

施策の推進策

- 保護者の仕事や家庭の状況等に応じた多様な保育サービスや、放課後児童クラブの充実を図ります。
- 男性の育児参加の促進に向けた啓発やイベント等の実施に努めます。
- 子育ての経済的負担の軽減に向けて、保育料や副食費（おかず代、おやつ代）の無償化に引き続き取り組みます。

今後の取組

	施 策 【担当課】	内 容
1	保育施設の整備 【子育て支援課】	・被災した保育園については、将来的な乳幼児数の推移に応じた施設の整備を検討します。 ・現在、仮設となっている富来放課後児童クラブについては、富来地域の小中一貫教育学校の建設に合わせて整備を検討します。
2	保育園サービスの充実 【子育て支援課】	・全保育園にて、延長保育、休日保育及び一時保育を実施します。 ・すばる幼稚園において、はまなす家庭教育学級、親子わくわく広場、抱っこ会を実施します。 ・地域の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、研修等を通じた保育士の質的向上に努めます。 ・幼児教育・保育における幼稚園教諭・保育士の人材の確保を図り、それぞれのスキルアップのためのキャリアアップ支援や、業務効率化のためのICT化を推進します。
3	放課後児童クラブの充実 【子育て支援課】	・放課後児童クラブの運営を通じて、保護者の仕事と子育ての両立支援や児童の放課後の安全な居場所の提供、児童の健全育成に取り組みます。 ・開設時間の延長や利用しやすい体制の整備・充実に努めます。 ・研修等を通じて指導員の資質向上に努めます。
4	男性の子育て参加の促進 【子育て支援課】	・男性の家事や子育て等家庭生活への主体的な参加を促進するため、広報啓発を推進します。 ・ゆう遊クラブ（育児支援教室）等の子育てイベントにおいて、父親が参加しやすい開催方法や体制づくりを検討し、男性の育児参加を促進します。

基本施策（２） 仕事と家庭生活が両立できる就労環境の充実

現状と課題

全国的に共働き世帯が増加している中、本町においても「子どもとの時間が十分に取れない」という悩みを抱えている保護者の割合が多くなっています。保護者が仕事と家庭生活を両立できるよう、子育て家庭に配慮した就労形態や職場環境の整備等、多様な働き方の推進が重要となっています。

施策の推進策

○ 仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方ができるよう、企業や住民に対し働き方改革に向けた意識の啓発を推進します。

今後の取組

	施 策 【担当課】	内 容
1	子育てを支援する 企業意識の普及 【商工観光課】	- 令和5年度に国の「こども未来戦略」において示された、2歳以下の子どもの保護者の出社・退社時刻の調整やテレワーク等の措置、短時間勤務等の各種制度について、対象となる保護者が積極的に活用できるよう、商工会と連携し、企業に対する周知・啓発を推進します。 - 育児休暇を取得しやすい環境づくりとともに、取得することへの理解と協力を得るため、町内の企業に対し、商工会と連携し、啓発を推進します。
2	仕事と家庭の調和の 取れた働き方の実現 【商工観光課】	商工会や町内企業と連携し、労働時間の短縮等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境整備を図るとともに、「いしかわ男女共同参画宣言企業」認定制度や「石川県ワーク・ライフ・バランス」制度の周知に努めます。



基本施策（３） 子どもを育む地域づくり

現状と課題

令和５年度に「こども基本法」が施行、「こども大綱」が閣議決定され、これまで以上に子ども・若者、子育て当事者等の声や意見、視点を踏まえた取組が必要となっています。また、子どもの権利が最大限に尊重され、すべての子どもが健やかに成長できるよう、地域全体で子どもの育ちを支えることが重要となっています。

施策の推進策

- 子どもが健やかに成長し、自身の可能性を広げていけるよう、子どもの人権・権利擁護を推進するとともに、子どもが安心して過ごせる居場所の充実や、青少年の健全育成に取り組みます。
- 地域で安心して子育てができるよう、気軽に相談しやすい体制の整備や子育て家庭の孤立化の防止、子育て支援ネットワークづくり等に取り組みます。

今後の取組

	施 策 【担当課】	内 容
1	子どもの権利の周知・促進 【関係各課・子育て支援課】	・子どもの人権・権利擁護の推進に向けて、こども基本法や子どもの権利条約の周知・啓発を行います。 ・こども基本法の理念に基づき、年齢等に関わらず、すべての子どもの尊厳や様々な権利が保障されるまちづくりを推進します。
2	子どもの活躍機会の創出 【企画財政課・商工観光課・生涯学習課】	・青少年が自らの可能性を育み、その能力を発揮できる機会として、子ども会等の地域活動の充実を図ります。 ・道の駅等のイベントを通して、子ども・若者の交流や活躍機会の創出を図ります。 ・まちづくり施策を検討する際など、子ども・若者の意見を聴取し積極的に取り入れることで、若い世代の活躍推進を図ります。
3	子どもの居場所づくり 【子育て支援課】	・家庭と学校以外に子どもたちが安心して過ごせる場として、地域との連携の下、第３の居場所（サードプレイス）づくりを支援します。
4	児童館の充実 【子育て支援課】	・豊かな感性、好奇心、探求心や思考力を育むことができるよう、児童館での多様な体験活動や事業の充実を図ります。 ・児童館が地域における子どもの拠点となるよう、安全対策に取り組みます。
5	地域における子育て支援サービスの充実 【子育て支援課】	・子育てに関する相談や支援、保護者同士の交流の促進や講座の開催等を通じ、子育て家庭の育児不安の解消に努めます。 ・ファミリー・サポート・センター事業の推進のため積極的に広報活動を行い、保護者の育児支援を行います。
6	子育て支援ネットワークの強化 【子育て支援課】	・保護者同士のネットワークと行政機関との連携、子育てを支援するネットワークを強化し、地域の子育て力の向上を図ります。 ・子ども・子育て支援に係る情報発信に努め、「こどもまんなかアクション」を推進します。
7	健全育成活動の促進 【環境安全課・生涯学習課】	・青少年団体の活動を支援するとともに、保護者団体等と協力しながら、児童の健全育成を推進します。 ・地域の大人が規範となり青少年に公共マナーの大切さや交通ルールの遵守等呼びかけ、行動につなげる「グッドマナーキャンペーン」に取り組みます。

基本目標Ⅰに係る主な経済的支援策

■子育て支援課

	事業名	内容
1	出産おめでとう祝金給付事業 【新規】	子どもを産み育てる家庭を経済的に応援・後押しするため、生まれた子どもに対して祝金を給付します。 ・1人あたり150,000円 令和5年度から実施しています。
2	出産祝金交付事業	子育てに伴う家計の負担軽減を図り、児童が健全に育つことを目的に出産祝金として商品券を交付します。 ・第1子：50,000円 ・第2子：100,000円 ・第3子以降：150,000円
3	保育料や副食費の無償化 【拡充】	子育ての経済的負担の軽減に向けて、保育料や副食費（おかず代、おやつ代）を無償化します。 令和6年度から保育料無償化を実施しています。
4	病児・病後児保育料助成事業	保育園、認定こども園等に入園している児童が、病児・病後児保育を利用した場合、保護者の申請により利用料相当額を助成します。
5	子どもの医療費助成事業 【拡充】	子育て家庭の経済的支援及び乳幼児・児童の健康を確保することを目的に、18歳までの子どもの保険適用分の医療費を全額助成します。 令和3年度から現物給付を実施しています。
6	多子世帯入学祝金交付事業	第3子以降の子が、小学校・中学校・高等学校等へ入学した際に、入学祝金を交付します。 ・1人あたり100,000円
7	多子世帯放課後児童クラブ 保育料無料化事業	多子世帯における保護者の経済的負担の軽減を図るため、放課後児童クラブに入所する第2子以降の児童の保育料を無償化します。
8	遺児及び心身障害児扶養手当	18歳までの遺児または障害を有する児童を養育する保護者にその区分により支給します。
9	ひとり親家庭入学支度金支給事業	ひとり親家庭等の児童が、小学校及び中学校に入学する際に支度金を支給します。 ・児童一人あたり30,000円
10	ひとり親家庭等医療費助成事業 【拡充】	ひとり親家庭の父または母に対して、医療費を助成します。 ・保険診療分の医療費から1か月1,000円を超えた額 令和3年度から子どもの医療費分については現物給付を実施しています。
11	児童手当 【拡充】	18歳までの児童を養育している保護者に支給します。 ・3歳未満 第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳以上 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
12	児童扶養手当 【拡充】	ひとり親家庭等の生活の安定に向けて、世帯の状況に応じ支給します。 ・全部支給：46,690円（令和7年度現在） ・一部支給：11,010円から46,680円（令和7年度現在）
13	未熟児養育医療費助成事業	養育のため入院することを必要とする未熟児に対し、その医療に要する費用を助成します。

基本目標Ⅱ 子どもの心身の健全な成長を支えるまちづくり

基本施策（Ⅰ） 妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実

現状と課題

核家族化や地域のつながりの希薄化によって、保護者が周囲の助けを得られにくい状況にあり、育児の不安や負担感は増加していると考えられます。アンケート調査では、子育ての悩みについて、就学前を中心に「子どもの病気や発育・発達に関すること」「子どもの食事や栄養に関すること」の割合が高くなっており、子育てに関する相談体制の充実が必要となっています。

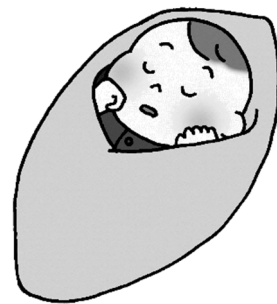
施策の推進策

- 妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期・学齢期を通して母子の健康が確保できるよう、母子健康診査や保健相談・指導等の充実を図り、切れ目のない支援の推進に努めます。
- 幼児・児童の健康を確保するため、産婦・乳児健康診査費用や子どもの医療費等を助成し、子育て世帯への支援に努めます。

今後の取組

	施 策 【担当課】	内 容
1	妊娠・出産期における支援や医療体制の充実 【子育て支援課】	・健やかな妊娠・出産を迎え、母子ともに安心して過ごせるよう、里帰り出産等に伴う県外での受診を含めて、産婦・乳児健康診査費用の助成を行います。 ・母子の健康の保持・増進に向けて、妊婦歯科健診に係る費用を助成します（妊娠期間中に、1回分の歯科健診費を助成）。
2	子どもや母親の健康の確保 【子育て支援課】	・母子健康手帳交付時に、すべての妊婦と個別面談を行うとともに、特別な支援が必要な妊婦に対してはサポートプランを作成し、継続的な支援を推進します。 ・エジンバラ産後うつ病自己評価票（EPDS）を使用し、スクリーニングを行うことで、産後うつ病の早期発見・早期支援に取り組みます。 ・退院直後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等を行い産後も安心して子育てができるよう、細かい支援を行う「産後ケア事業」を実施します（「宿泊型」、「デイサービス型」の実施）。 ・家事、育児に対しての不安や健康不良により家事が困難な家庭に対し、ヘルパーを派遣して家事・育児の支援を行う「産前産後等ヘルパー派遣事業」を実施します。
3	相談体制の充実 【子育て支援課】	・不育・不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、不育治療や不妊治療費助成事業を継続実施するとともに、不育や不妊治療に対する相談体制の整備充実に努めます。 ・こども家庭センターを中核として、妊娠期から成人に至るまでの切れ目のない相談支援に取り組みます。 ・乳幼児健診やすすく子育て相談、離乳食相談等の機会を通じて保護者の育児不安の軽減・解消を図るとともに、必要に応じて専門的な相談機関へつなげていきます。 ・支援の必要な母子に対して、計画的に来所や訪問、電話、オンライン等で相談・支援を実施し、育児不安の軽減に努めます。また、支援の実施に関する専門的な人員の配置に努めます。

	施 策 【担当課】	内 容
4	デジタル化の推進 【子育て支援課・ デジタル情報課】	・「しかまち子育て応援アプリ」を活用し、予防接種のスケジュールや子育てイベント等、子育てに役立つ情報提供を推進します。 ・子育て世帯の負担軽減のため、SNSアプリでのイベント予約や各種届出の電子申請を取り組みます。 ・保育園や小中学校、放課後児童クラブにおいて、保護者との情報共有のデジタル化に取り組みます。



基本施策（２） 子どもの心身の健やかな育ちへの支援の充実

現状と課題

アンケート調査では、就学前児童・小学生ともに主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を１日２回以上食べている割合は「ほとんど毎日」が半数程度となっています。生涯を通じて健康な生活を送るためには、子どもの頃から基本的な生活習慣や食習慣を身につけることが必要です。

また、いじめ・不登校の件数は全国的に増加しており、児童生徒一人ひとりに寄り添った支援が重要となっています。

施策の推進策

- 子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、発達段階に応じた健康教育や性教育等に取り組むとともに、不安や悩みを抱える子どもへの支援体制づくりに取り組みます。
- 将来にわたり健康な生活を送れるよう、学校や家庭と連携した食育を推進します。

今後の取組

	施 策 【担当課】	内 容
1	子どもの心身の健やかな成長のための支援 【子育て支援課・健康福祉課・学校教育課】	・乳幼児健康診査や保育・教育施設における健康診断等の機会を通じた子どもの健康増進に取り組みます。また、肥満等の健康課題を有する子どもに対し、生活習慣の改善に向けた指導を実施します。 ・乳幼児健診等の機会を通じ、発達に特性のある子どもを早期に発見し、適切な支援につなげます。 ・医療機関との連携の下、法定の１歳６か月児・３歳児健診のほか、１か月、４か月、１０か月、５歳児の健診を実施し、取りこぼしのない支援に努めます。 ・小中学校において、発達段階に応じた性教育を推進します。 ・関係機関との連携の下、喫煙・飲酒・薬物予防等の講座に取り組みます。
2	いじめ・不登校への対応 【学校教育課】	・児童生徒が抱える心の問題等に対応するため、スクールカウンセラーやハートフル相談員を活用し、一人ひとりに寄り添った相談体制の充実に努めます。また、一人ひとりの状況に応じてスクールソーシャルワーカー等による適切な支援につなげます。 ・各学校にいじめ問題対策チームを設置し、いじめの防止や早期発見・早期対応を図ります。また、教職員に対して、いじめ対応アドバイザーによるいじめ対応についての研修を実施し、対応能力の向上に努めます。
3	食育の推進 【子育て支援課・学校教育課】	・保育園、認定こども園において、栄養士による栄養教室や健康診断等の機会を通じて、乳幼児期からの食育の推進を図ります。 ・望ましい食習慣の形成に向けて、保健だよりや栄養教諭の指導を通じた啓発を推進するとともに、園や学校での生活・指導を通じた食事マナーの推進を図ります。 ・子どもたちが将来にわたって自らの食生活に関心を持ち健康な生活を送れるよう、児童館で食育講座を開催します。 ・子どもたちが地域の食文化や産業、自然環境を理解し、生産者や食べ物への感謝の気持ちを持てるよう、特別栽培米等の地元産物を使用した学校給食を提供します。

基本施策（３） 子どもの教育環境等の整備

現状と課題

子どもの健全な育成に向けて、児童生徒が自ら学ぼうとする意欲、自ら考え判断し行動する力、個性を生かし自らの能力を伸ばす力といった、「生きる力」を養う教育が重要となっています。「生きる力」の育成に向けて、教育の質の向上とともに、家庭や地域の教育力の向上が必要です。

施策の推進策

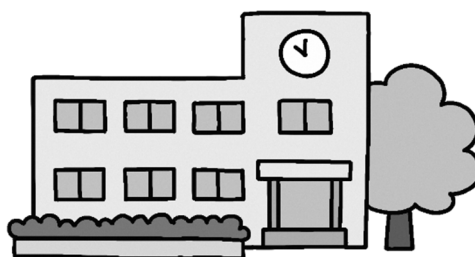
- 子どもたちの「生きる力」の育成に向け、学校教育等の充実や家庭・地域における教育機能の向上に努めるとともに、関係機関等と連携し信頼される学校づくりを目指します。
- グローバル化が進展する社会を生き抜くために、コミュニケーションを重視した外国語教育を推進します。
- 子どもの心身の健全育成に向けて地域スポーツの振興に取り組むとともに、豊かな感性の育成に向けて芸術にふれる機会の充実を図ります。
- 小中学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して、支援員を配置し、環境整備を図ります。
- 学校施設では、富来小学校の校舎が甚大な被害を受けたことにより安全・安心な教育環境を早期に確保するため、小中一貫教育学校として整備を推進します。

今後の取組

	施 策 【担当課】	内 容
1	確かな学力の向上 【学校教育課】	・「志賀町学校教育モデル」に基づき、総合的な学力向上に取り組むとともに、求められる資質・能力の育成に向けて、授業実践の充実を図ります。 ・全国学力・学習状況調査等の結果を分析し、各学校における課題把握や授業改善、学力向上を図ります。 ・少人数指導や校内研究により教職員の指導力向上を図るとともに、児童生徒の学習意欲向上と学習習慣の確立を図ります。 ・基礎・基本を大切にしながら、一人ひとりの個性と創造性を伸ばす教育を推進するため、以下の取組を重点的に推進します。 ◆全教育活動を通じた「読み、書き、話す」力の育成 ◆個に応じた指導の充実による基礎・基本の徹底並びに活用力の育成 ◆自ら学ぶ意欲や習慣を育てるための家庭学習の充実
2	豊かな心の育成 【学校教育課・生涯学習課】	・各学校において、自己肯定感の向上、社会性・道徳性の育成、自己決定の推進等に資する特色ある教育・取組を実施します。 ・心の教育推進協議会や石川県健民運動推進本部の取組を通じ、豊かな人間性を育むとともに、心の教育推進事業等を通じた郷土愛の醸成を図ります。 ・豊かな人間性を育むため、自然体験、職場体験、ボランティア活動等、地域の人々や自然・文化等と関わる体験活動を推進します。 ・学校・家庭・地域が連携し、地域教材や体験活動を取り入れた、「きづく、考え、議論する、見つめる」道徳の授業づくりを推進します。 ・豊かな人間性を育むとともに、広い視野に立って郷土を愛する人づくり

	施 策 【担当課】	内 容
	豊かな心の育成 【学校教育課・生涯学習課】	を推進するため、以下の取組を重点的に推進します。 ◆基本的な生活習慣の確立と社会性の育成 ◆体験的な活動を通じた心の教育の充実並びに人権教育の推進 ◆育てる生徒指導並びにガイダンスの充実 ◆文化活動を通じた豊かな感性の育成並びに読書習慣の確立 ◆地域の文化や魅力を学ぶ「ふるさと学習」の充実 ◆わが国の伝統・文化を理解し尊重する態度の育成 ◆A L T（外国語指導助手）を活用した外国語教育の充実と国際理解教育の推進
3	健やかな体の育成 【健康福祉課・学校教育課】	・健やかな体づくりを推進するため、通常授業や様々な体育行事を通じた体力の増進とともに、給食指導・保健指導を通じた健康教育を推進します。 ・中学校部活動の地域移行を段階的に推進し、地域の指導者の協力の下、中学生のスポーツ・文化活動の維持・活性化を図ります。また、地域と連携し、指導者の発掘・育成や地域スポーツクラブの体制整備を図ります。 ・保護者の経済的負担の軽減及び児童生徒の意欲向上に向けて、各種大会派遣に対する支援を行います。
4	信頼される学校づくり 【学校教育課】	・地域との連携の下、学校行事を通じて子どもとの交流の充実を図るなど、地域に開かれた学校づくりに取り組みます。 ・地域ならではの特色ある学校をつくるため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入に向けた検討を進めます。 ・学校評価を生かした学校運営の充実・改善に努めます。 ・教職員の指導力の向上に向けた研修を推進します。 ・学校生活について、町ホームページや広報誌、ケーブルテレビ等様々な媒体を活用しながら、情報公開を推進し、地域に開かれた学校づくりに努めます。
5	教育環境の整備 【学校教育課】	・学校の防犯対策を推進し、安心して学べる学校環境づくりに努めます。 ・登下校時の児童生徒の安全確保対策を推進します。 ・電子黒板やタブレット等のＩＣＴを有効に活用し、わかりやすい授業の実施に努めます。 ・学校司書を各学校に配置及び常駐することで、児童生徒が読書に親しみやすい図書館づくりに取り組みます。 ・富来地域の小中一貫教育学校の整備を推進します。
6	地域の教育力の向上 【学校教育課・生涯学習課】	・心の教育推進事業等を通して、学習・体験ボランティア等への地域住民の参加・協力を促し、地域との連携による教育力の向上を図ります。 ・地域に伝わる伝承行事や祭り、文化財保護活動等への子どもの参加を促進するとともに、子どもが地域の伝承文化について学び、地域への愛着を高めることができるような学習機会を充実させます。 ・地域文化や自然を生かした体験活動の企画・実施等、地域資源にふれる機会の充実を努めます。 ・地域住民との連携の下、健康づくりやふれあいを促進するため、地域ス

	施 策 【担当課】	内 容
		スポーツクラブの設立に関する検討を進めます。
7	家庭教育への支援の充実 【子育て支援課・学校教育課・生涯学習課】	- 家庭における養育力の向上に向けて、こども家庭センターや教育・保育の場において、保護者への助言や指導を推進するとともに、しつけや子育てに関する相談機会の充実に努めます。 - P T A（保護者）を対象とした家庭教育学級を推進し、保護者の交流促進と家庭の教育力の向上を図ります。 - 保護者の経済的負担の軽減のため、町内小中学校における給食費の無償化や遠距離通学対策事業等の支援を引き続き実施します。 - 奨学金資金貸付事業の実施により、経済的理由による就学困難な学生に就学機会の場を提供します。
8	就学前教育・保育と小学校の連携 【子育て支援課・学校教育課】	就学前教育・保育から小学校への円滑な移行や接続を図るため、保育園・認定こども園・小学校間の連携、交流をさらに進めるとともに、親子が安心して就学できるよう、就学相談の充実を図ります。
9	進路相談体制の充実 【学校教育課】	- 中学校の進路相談や就職等に関する相談について、関係課や関係機関等と連携し、相談対応の充実に努めます。 - 学校における生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな進路相談体制の充実を図ります。
10	グローバル化に向けた人材育成及び外国語学習の推進 【学校教育課】	- A L T の配置やイングリッシュ・サマーワークショップの実施等を通じた外国語教育を推進し、グローバル人材の育成を図ります。 - 外国語学習派遣事業について、中学生・高校生の参加に向けてP R 及び派遣プログラムのさらなる充実を図ります。
11	芸術・文化活動等への参加 【学校教育課・生涯学習課】	児童生徒に演劇や音楽等、様々な鑑賞機会を提供することで、豊かな感性の育成を図ります。



基本施策（４） 次代を担う子どもや若者の育成

現状と課題

中学校では、乳幼児との関わり方を体験的に学ぶ機会を提供するとともに、乳幼児とのふれあい体験学習を実施しており、子育てに対する関心を喚起しています。

また、将来を担う子どもや若者の成長を支えることは社会全体の発展にもつながります。子どもや若者が将来に希望を持ち、思い描くキャリアを歩めるような取組が必要です。

施策の推進策

- 近年の少子化、核家族化の影響から、乳幼児に接する機会が少ないまま親になる世代が増えていくことを踏まえ、職場体験学習や交流活動等を通して、乳幼児と児童生徒のふれあう機会の充実を図ります。
- 県の専門機関等との連携の下、若い世代の就労及び企業・創業支援を推進します。

今後の取組

	施 策 【担当課】	内 容
1	次代を担う親の育成 【学校教育課・子育て支援課】	・乳幼児とのふれあいから、子ども・子育ての魅力を感じることができるよう、保育施設等との連携の下、児童生徒と乳幼児の交流機会の確保を図ります。 ・中学生の職場体験（わくワーク体験）において、保育園、認定こども園での受け入れを積極的に行います。
2	命の大切さや 家庭の役割への理解 【学校教育課・生涯学習課】	・今後も中・高校生を対象に、子育ての意義や親の役割、家庭を築くことの意義について理解を深める取組を推進します。
3	若者の就労支援 【商工観光課・学校教育課】	・インターンシップ（就業体験）の受け入れ企業の拡充を図ります。 ・県が運営するジョブカフェ石川やハローワークと連携し、若者の就職相談や職業紹介、求人情報の提供等を推進します。 ・県が運営する能登ひきこもり地域支援センターと連携し、ニート、ひきこもり等の理由で就労に悩む若者や、その家族を支援するための相談機会等の充実に努めます。 ・志賀高校生を対象に、模擬受験や資格取得を奨励することを目的とした学力診断模試の受験料及び検定受験料の支援を行い、進学・就職指導への支援を推進します。
4	若者の起業創業支援の推進 【商工観光課】	・創業による新たなビジネスや雇用の創出を促進し、経済の好循環を生み出すため、企業・創業支援事業費補助金の交付や創業支援等事業者（商工会等）と連携し、創業を目指す若者への支援を行います。



基本目標Ⅱに係る主な経済的支援策

■子育て支援課

	事業名	内容
1	妊婦のための支援給付 ・妊婦等包括相談支援事業 【新規】	産前産後期間の妊娠による心身の負担軽減を目的として、給付金を支給します。 ・妊娠届出時：50,000円 ・出生届出時：胎児の数×50,000円 令和4年度から実施しています。
2	妊産婦健診費用助成事業 【拡充】	妊婦・産婦の健康診査にかかる費用を助成します。 ・妊婦の一般健診（1回目から14回目）、産婦の一般健診（2週間、1か月） ・里帰り出産に伴う県外の医療機関での健診 ・予定日超過や多胎妊娠で既定の週数以外の健診 令和4年度から助成内容を拡充して実施しています。
3	初回産科受診費用助成事業 【新規】	妊娠判定検査のために医療機関を受診した妊婦に対して、初回受診費用を助成します。 ・上限10,000円 令和5年度から実施しています。
4	妊産婦健診交通費助成事業 【新規】	遠方の産科医療機関で妊婦検診を受診する必要がある妊婦に対し、交通費を助成します。 令和6年度から実施しています。
5	妊産婦分娩交通費助成事業 【新規】	遠方の分娩取扱施設または周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦に対して、交通費・宿泊費を助成します。 令和6年度から実施しています。
6	妊産婦医療費助成事業	妊娠・出産のために生じた疾病にかかる医療費を助成します。
7	乳児健診費用助成事業	乳児の健康診査にかかる費用を助成します。 ・乳児の一般健診（1・2回目）
8	新生児聴覚検査費用助成事業	新生児の聴覚機能状況を早期に把握し、早い段階で適切な措置を講じるため、聴覚検査費用を助成します。 ・1人あたり5,000円
9	こども予防接種費用助成事業	感染症等の流行を抑制するため、予防接種費用の助成をします。
10	不妊治療費助成事業	不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。 ・一般不妊治療：自己負担額の1/2以内 ・生殖補助医療：自己負担額の7割以内 ・先進医療：自己負担額の7割以内
11	不育症治療費助成事業	不育治療を行っているご夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。 ・1年度あたり300,000円
12	プレ妊活健診助成事業	将来子どもを望むご夫婦を対象に、本格的に妊活について考える前の「プレ妊活」として、ご夫婦それぞれの健康状態の健診費用を助成します。

■学校教育課

	事業名	内容
1	学校給食費の無償化 【拡充】	町内小中学校において給食費の無償化を実施し、経済的負担の軽減を図ります。 令和6年度から全児童生徒の給食費無償化を実施しています。
2	通学費等補助金	志賀中学校のバス通学生徒を対象に定期代を補助しています。
3	通学費等補助金 【拡充】	志賀高校のバス通学生徒を対象に定期代を補助するほか、通学が困難な生徒を対象に下宿代補助や家賃補助を実施し、経済的負担の軽減を図っています。 ・定期代（補助率10/10 但し、夏季期間は対象外） ・下宿費補助（月額25,000円上限） ・家賃補助（月額35,000円上限） 令和7年度から助成内容を拡充して実施します。
4	進路指導強化対策事業	志賀高校生を対象に各種検定や模擬試験受験料の一部を補助します。
5	奨学金資金貸付事業	経済的理由による就学困難な学生に就学機会の場を提供します。
6	英語等検定料補助金	小中学生のさらなる学習に対する意欲と学力向上を図るほか、経済的負担の軽減を図るため、英語、数学、漢字検定料の一部を助成します。

■生涯学習課

	事業名	内容
1	志賀町スポーツ全国大会等 出場助成金 【拡充】	各種スポーツの全国大会に出場する、選手、監督及びコーチに遠征費用の一部を助成します。 令和7年度から助成内容を拡充して実施します。
2	志賀町社会教育全国大会等 出場助成金 【拡充】	各種社会教育活動の全国大会に出場する、代表者、出場者に参加費用の一部を助成します。 令和7年度から助成内容を拡充して実施します。



基本目標Ⅲ すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくり

基本施策（１） 子育てにやさしい生活環境の整備

現状と課題

若者・子育て世代が、出産・子育てに対する安心感を抱けるような環境を整備することは、人口減少の抑制、子どもの出生率の低下の抑制にもつながります。そのため、子育て家庭が安心して子どもを産み育て、子どもがのびのびと育つことのできる生活環境の整備が重要です。

施策の推進策

- 子育て家庭にやさしいまちづくりの実現に向けて、子どもたちが安全に安心して遊ぶことができる公園の整備や、道路環境の整備等を推進します。
- 公共施設や公共空間のバリアフリー化、歩道整備を推進し、すべての人たちが快適に安心して外出できる環境づくりを推進します。

今後の取組

	施 策 【担当課】	内 容
1	良質な居住環境の整備 【企画財政課・まち整備課】	・みらいとうぶ等の子育てに適した居住環境を整備し、移住定住促進（人口減少対策）に取り組みます。
2	安心して外出できる環境の整備 【まち整備課】	・道路や公園等のバリアフリー化を計画的に推進します。 ・歩道整備の際に、歩道と小公園を取り入れた空間整備を行います。 ・通学路や公園等の安全確保に向けて、防犯灯、街灯の適正な配置及びＬＥＤ化への転換を推進します。
3	子どもの遊び場の整備 【関係各課】	・公園の定期的な遊具点検や修繕を行い、子どもが安心して遊べる、地域住民の憩いの場の確保に努めます。
4	安全・安心なまちづくりの推進 【関係各課】	・新たに修繕・整備を行う施設等は、子どもを含めたすべての住民が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を推進します。
5	通学路の安全確保 【学校教育課・まち整備課】	・遠距離通学児童の登下校時にスクールバスを運行し、通学手段の支援を実施しています。 ・「志賀町通学路交通安全プログラム」に基づき通学路合同点検を実施し、路面標示、防護柵、車止めの設置工事等、安全対策に取り組むとともに、地域や関係機関が連携して、児童が安心して通学できるよう継続して通学路の安全確保を推進します。



基本施策（２） 子どもの安全の確保

現状と課題

子どもが犯罪や事故の被害者となってしまうケースは全国的に増加傾向にあります。子どもを犯罪や事故から守るため、地域による見守りや啓発を実施するとともに、子どもに対する安全・防犯教育を推進していく必要があります。

また、能登半島地震を教訓として、防災知識や災害時の行動について、子どもたちと考えていくことが重要です。

施策の推進策

- 教育・保育施設と連携した危機管理対策に取り組みます。
- 子どもや子育て家庭が安心して暮らせるまちづくりに向けて、地域と連携した見守り活動や警察・学校等と連携した防犯教育に取り組み、まち全体の防犯体制の強化を図ります。
- 能登半島地震を教訓とし、学校における定期的な危機管理マニュアルの点検・見直しや引き渡し訓練に取り組み、教職員及び児童生徒の災害対応力の向上を図ります。

今後の取組

	施 策 【担当課】	内 容
1	教育・保育施設と連携した危機管理対策 【子育て支援課・学校教育課】	・ 誤飲や誤嚥による窒息、プール活動中の事故、転倒や転落による事故等に対し、有事の際に迅速かつ適切な対応ができるよう、教育・保育施設と連携した施設の安全点検や職員研修に取り組みます。
2	交通安全教育の推進 【環境安全課・学校教育課】	・ 子どもを交通事故から守るために、引き続き、学校やＰＴＡ、地域等との連携による登下校時の見守り活動を実施するとともに、警察と連携した交通安全教育・交通安全活動により、安全意識の高揚を図ります。 ・ 自転車で通学する中学生の安全確保に向けて、ヘルメットの購入費用を助成します。 ・ 交通事故防止や歩きスマホの抑制を目的とした、グッドマナーキャンペーンを引き続き実施します。 ・ 町内の危険箇所や事故が多発しているところを示した「ヒヤリハットマップ」を作成し、子どもの交通安全意識の高揚を図ります。
3	防犯対策の推進 【環境安全課・学校教育課・生涯学習課】	・ 地域ぐるみの防犯体制の確立と児童生徒の健全育成のため、学校やＰＴＡと連携した街頭補導に取り組みます。 ・ 地域や警察等と連携し、登下校時の見守り活動や防犯パトロールに取り組みます。また、小学校新１年生を対象に防犯ブザーを支給します。 ・ 子どもがインターネットやＳＮＳを安全かつ適切に利用できるよう、学校や家庭と連携し、ネットリテラシーや情報モラルを身につけるための取組を推進します。
4	防災対策の推進 【環境安全課・学校教育課】	・ 自主防災組織の機能強化を図り、学校や地域、警察、関係機関が一体となった安全・安心なまちづくりに取り組みます。 ・ 各学校で防災計画に基づいた避難訓練や保護者との協働による引き渡し訓練を実施し、学校における防災力の向上を図ります。 ・ 学校危機管理マニュアルの定期的な点検・見直しを行い、児童生徒及び教職員の防災意識の向上を図ります。

基本施策（３） 配慮を必要とする子どもと家庭への支援の充実

現状と課題

令和５年に施行された「こども未来戦略」の加速化プランにおいて、経済的に困難な家庭の子ども、障害のある子どもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つ子ども等、多様な支援ニーズを有する子どもの健やかな育ちを支えるため、包括的な支援体制の整備が求められています。

支援が必要な子ども・家庭に支援をつなげるために、困難を抱える子ども・家庭を把握するとともに、支援内容についての啓発が必要です。

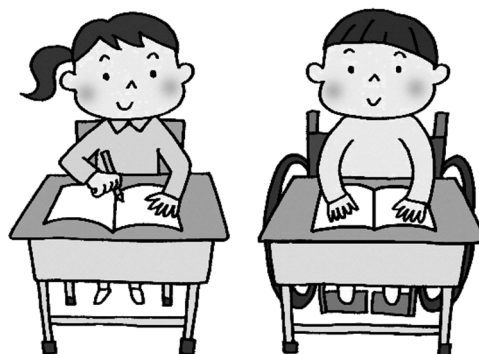
施策の推進策

○ 行政・地域・関係団体が連携しながら、配慮を必要とする子ども・子育て家庭を誰一人取り残さず、早期に個々の特性やニーズに応じた適切な支援につなげるための環境づくりを推進します。

今後の取組

	施 策 【担当課】	内 容
1	児童虐待防止と権利擁護の推進 【子育て支援課】	・保護者の孤立や育児不安に起因する虐待の予防に向けて、育児に関して気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、保護者同士の交流機会の確保・充実を図ります。 ・児童虐待の予防及び早期発見に向けて、相談機関、医療機関等の関係機関の代表者から構成される「要保護児童対策地域協議会」における情報の共有により、適切な連携の下、虐待防止対策に取り組みます。 ・「こども家庭センター」を中心として、保育園・学校、関係団体、要保護児童対策地域協議会等との連携の下、虐待防止に係るネットワークの機能強化を図るとともに、子育てに困難を抱える家庭の早期発見・早期支援に取り組みます。 ・児童虐待の未然防止や早期発見・早期解決に向けて、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、継続的な配慮や支援が必要な世帯は養育支援訪問事業や子育て世帯訪問支援事業につなげ、養育環境の安定化を図ります。
2	ひとり親家庭等の自立支援の推進 【子育て支援課】	・ひとり親家庭等の生活の安定に向けて、世帯の状況に応じ児童扶養手当や小中学校への入学支度金の支給、医療費の助成等の経済的支援を実施します。 ・ひとり親家庭の保護者または心身に障害を有する児童を養育している保護者に対して、遺児及び心身障害児扶養手当を支給します。 ・県との連携の下、ひとり親家庭の生活全般に関わる相談に応じるとともに、母子・父子寡婦福祉資金等の貸付や、職業能力開発のための資格取得費用の助成を利用して、自立に向けた支援を推進します。
3	子どもの貧困対策 【子育て支援課】	・子育て家庭に対する実態調査を行い、本町における子どもの貧困の実態把握に努めるとともに、国や県、近隣市町の動向を踏まえながら、必要に応じて「子どもの貧困対策推進計画」の策定を検討します。 ・貧困の連鎖の解消と防止に向けて、生活困窮者世帯及び児童扶養手当受給世帯の児童を対象とした学習支援事業を引き続き実施することで、児童の学力及び大学等への進学率の向上を図ります。 ・地域住民やボランティア等と連携し、子どもの多様な居場所づくりや学習支援事業に取り組みます。

	施 策 【担当課】	内 容
		・表面化しづらい「ヤングケアラー」の問題について、子どもが一人で負担や不安を抱え込むことがないよう、学校や関連機関と連携した実態の把握に努めるとともに、広報・啓発による社会的認知の向上を図り、必要な支援につなげる取組を推進します。
4	障害児施策の充実 【子育て支援課・健康福祉課・学校教育課】	・ことばの遅れや落ち着きのなさ、こだわり等、発達に関連した悩みや困りごとについて、乳幼児健康診査や発達相談等を通じた早期発見に取り組むとともに、必要に応じて療育や福祉サービスの適切な利用につなげます。 ・乳幼児健康診査や保育園訪問等を利用して、「すくすく子育て相談」や「遊びの教室」「ファミリーまるごと相談」のPR・利用を呼びかけ、気軽に幼児の発達相談ができる環境づくりに取り組みます。 ・保健師や学校教育課担当による保育園訪問を行い、支援が必要な子どもを把握し、相談・支援につなげるとともに、各学校との情報共有、家庭、こども家庭センター、町教育委員会等との連携の強化に取り組みます。 ・障害のある子どもがそれぞれに合った学びの場を選択できるよう、5歳児健診等を通じた就学相談の機会の充実を図るとともに、必要に応じて教育支援委員会での審議・助言を推進します。 ・地域住民に対して、発達障害等の理解を進めるとともに、一人ひとりのニーズを的確に把握し、持てる力を十分に発揮できるよう、特別支援教育の充実を推進します。 ・小・中学校に支援員を配置し、支援を必要とする児童生徒一人ひとりに合わせた支援や指導を行うとともに、研修を通じた障害への理解促進や指導力の向上を図ります。
5	外国につながるのある子どもや保護者への支援 【子育て支援課・学校教育課・生涯学習課】	・外国につながるのある子どもやその保護者等が円滑に教育・保育等が利用できるよう、意思疎通に必要な支援を実施します。 ・外国につながるのある家族にとって暮らしやすいまちとなるよう、ボランティアとも連携し、多様な文化や価値を認め尊重するまちづくりを進めます。



基本施策（４） 被災世帯の子ども、家庭への支援

現状と課題

令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、本町は甚大な被害を受け、日常生活や地域のコミュニティ等に大きな影響を及ぼしました。子どもたちにとっても震災のショックや応急仮設住宅での生活等により、心身ともにストレスを抱えていることが考えられます。

子どもたちが安心して生活することができるよう、震災に関する不安や悩みを相談できる場や子ども・若者同士でつながれる場の充実が必要です。

施策の推進策

○ 被災世帯の子どもや若者一人ひとりに寄り添った支援を行い、安心できる日常の暮らしを早急に再建します。

今後の取組

	施 策 【担当課】	内 容
1	被災世帯の暮らしの支援 【震災復旧復興創生室・子育て支援課・健康福祉課・商工観光課・まち整備課】	被災者が1日も早く安心した生活を送れるように、ワンストップの相談窓口を設置し、町会等とも連携しながら、生活再建に向けた各種支援制度に関する相談、申請受付、情報提供を行うとともに、子ども・若者が集えるにぎわいあふれる復興イベントを開催していきます。
2	子どもと保護者の心身のケア 【子育て支援課・健康福祉課・学校教育課・まち整備課】	被災した子どもと保護者の心身の健康を維持するため、町民健診等の機会を活用し、保健師等による心と体の健康相談を実施するほか、精神保健福祉士等による児童福祉施設や応急仮設住宅、復興公営住宅への心的ケア訪問や、スクールカウンセラーによる児童生徒の健康観察を徹底し、被災世帯に寄り添ったきめ細かなケアに取り組みます。



基本目標Ⅲに係る主な経済的支援策

■企画財政課 震災復旧復興生室

	事業名	内容
1	結婚新生活支援事業費 補助金交付事業	結婚に伴う新生活を支援するため、新婚世帯の住居取得費用・リフォーム費用・住宅賃借費用・引越費用を補助します。 ・条件有：上限300,000円
2	移住定住促進空家リフォーム 再生等助成金交付事業	移住定住者が行う空家取得及びリフォームに対し、最大100万円を助成します。
3	移住定住促進賃貸住宅家賃 助成金交付事業	移住定住者の民間賃貸住宅の家賃に対し、最大月20,000円を最大3年間助成します。
4	移住定住促進住まいづくり 奨励金交付事業	移住定住者の新築住宅取得に対し、単身以外の移住では、最大200万円を助成します。

■健康福祉課

	事業名	内容
1	障害者（児）日常生活用具 給付等事業	障害児に対し、その障害に応じて用具を給付します。
2	障害児補装具交付事業	障害児が日常生活上において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入または修理に要した費用を助成します。
3	特別児童扶養手当支給事業	法律に定める程度の精神または身体に障害のある20歳未満の児童を監護、養育している人に支給されます。 ・1級 56,800円/月額（令和7年度現在） ・2級 37,830円/月額（令和7年度現在）
4	重度心身障害者医療費助成 事業	一定の障害を持った児童に対し、医療費（保険診療分）の全額を助成します。
5	障害児福祉手当支給事業	20歳未満であって、精神または身体に重度の障害を有する在宅で生活する児童に対して支給されます。 ・16,100円/月額（令和7年度現在）
6	難聴児補聴器購入助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない、軽・中度の難聴児に対し補聴器購入費用を助成します。

■まち整備課

	事業名	内容
1	みらいとうぶ定住促進奨励金 交付事業	みらいとうぶの分譲地購入から、3年以内に住宅を建築した場合に奨励金を交付します（各種加算奨励金あり）。

第6章 計画の推進・点検体制

本計画を進めるためには、行政、家庭、教育・保育施設、地域、職場（企業）等が共通認識の下に、相互に連携して取り組んでいくことが重要です。

このため、各主体が計画の基本理念や基本目標の達成に向けて、自主的な活動を繰り広げていくため、下記の点に留意しながら取組を進めるものとします。

（１） 住民参画の推進

本計画の施策を進めていくためには、現在、子育てに関わる関係機関や子育て家庭だけでなく、町全体が子どもの視点に立った子育て支援や、乳幼児期から思春期を見通した子育ての重要性を認識し、積極的に関わっていくことが求められます。

このため、こうした住民参画体制の構築に向けて、以下の事項に留意した展開を図っていきます。

- ◆本計画を住民に公表、周知するとともに、必要性や意義について、普及啓発を推進します。
- ◆保育施設等の児童福祉機関や学校等の教育機関、職場（企業）等の子育てに関連する諸機関に対し、積極的な取組を働きかけます。
- ◆町政への提言等の広聴活動を通じて、幅広い住民の意見把握に努め、住民との意思の疎通を図ります。

（２） 地域組織との連携強化

子どもたちが育っていく地域の社会環境は子どもたちが日々充実し、健全な生活を営んでいく上での重要な役割を担っています。このため、健全な地域社会環境の形成に向けて、以下の事項について取り組んでいきます。

- ◆民生委員・児童委員・主任児童委員等との連携・協力
- ◆地域の子育てボランティア、子ども会、PTAといった地域組織の自主的な活動の促進と相互連携・協力
- ◆地域住民が相互に支え合う「地域で子育てのまちづくり」の推進

（３） 行政各部門との連携

本計画は、子どもの成長や保育サービス・相談支援等の子育て支援、家庭・地域・学校等の連携による健全な地域整備を進める総合的な計画です。このため以下の事項に配慮して、具体的な項目の推進を図ります。

- ◆関連計画との整合性を図り、全庁的な計画推進体制の構築
- ◆国、県、保健所、児童相談所等関係機関との連携のさらなる強化

（４） 計画の点検体制

本計画の遂行・推進にあたっては、全庁的な事業計画の実施状況を一括して把握・点検し、適正な進行管理を努めます。

また、今後において、事業の適正化や実施状況について詳細な検証を行えるような機構づくりを検討します。

さらに、各年度の実施状況や計画の変更・見直しについて、町ホームページ等に情報を掲載するなど、住民に分かりやすい周知策を図っていきます。

資料編

志賀町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 志賀町子ども・子育て支援事業計画策定に関し必要な事項を検討するため、志賀町子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、志賀町子ども・子育て支援事業計画（以下、「事業計画」という。）を策定するための必要事項等について調査・審議する。

（組織）

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- （1） 子どもの保護者
- （2） 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （3） 子ども・子育て支援に関し、学識経験のある者
- （4） 関係行政機関の職員
- （5） その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年以内で町長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員長は委員の互選によるものとし、副委員長は、委員長の指名による。

2 委員長は、会務を主宰し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定に関わらず、委員の委嘱後初めての会議は、町長が招集する。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

（委員以外の出席）

第7条 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、子育て支援課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 志賀町子ども・子育て支援事業計画策定準備委員会設置要綱は廃止する。

志賀町子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿

	氏 名	名 称	職 名	備 考
1	平野 絵美	高浜保育園保護者会	会長	
2	高島 卓也	とぎ保育園保護者会	会長	
3	川瀬 知世	幼保連携型認定こども園すばる幼稚園保護者会	会長	
4	稲岡 裕美	志賀小学校ＰＴＡ	副会長	
5	藤田 奈那	富来小学校ＰＴＡ	副会長	
6	新田 恵美子	幼保連携型認定こども園すばる幼稚園	園長	委員長
7	福島 朋尚	志賀町教育委員会学校教育課	参事	
8	山本 ゆかり	志賀町保育士会	会長	副委員長
9	中嶋 玲子	志賀町保育士会	副会長	

(敬省略)

第3期志賀町子ども・子育て支援事業計画策定経過

開催日	内容
令和6年9月2日から 9月17日	子育て支援に関するアンケート調査の実施
令和6年11月13日	第1回志賀町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 (1) 子育て支援ニーズ調査の結果報告について (2) 第3期志賀町子ども・子育て支援事業計画【骨子案】について (3) 今後のスケジュールについて
令和7年1月29日	第2回志賀町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 (1) 第3期志賀町子ども・子育て支援事業計画【素案】について (2) 今後のスケジュールについて
令和7年5月7日から 5月14日	パブリックコメントの実施
令和7年5月20日	第3回志賀町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 (1) 第3期志賀町子ども・子育て支援事業計画【案】について

第3期志賀町子ども・子育て支援事業計画

令和7年5月

発行：志賀町

編集：志賀町役場 子育て支援課

〒925-0198

石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1

TEL：0767-32-9122

FAX：0767-32-0288